

林地開発許可制度の手引き

(令和8年 8月 1日 改訂)

山 梨 県 森 林 環 境 部

目 次

第1	林地開発許可制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	審査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	○ 山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準	
第3	手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
	○ 開発行為事務取扱要領	
第4	国の技術的助言（関連通知）・・・・・・・・・・	7 0
	○ 開発行為の許可制に関する事務の取扱について	
	〔平成14年3月29日付13林整治第2396号、農林水産事務次官通知〕	
	〔（改正）令和8年3月26日付7林整治第1977号、農林水産事務次官通知〕	
	○ 開発行為の許可基準等の運用について	
	〔令和4年11月15日付4林整治第1188号、林野庁長官通知〕	
	〔（改正）令和8年3月26日付7林整治第1993号、林野庁長官通知〕	
第5	根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 2
	○ 森林法（抄）	
	○ 森林法施行令（抄）	
	○ 森林法施行規則（抄）	
	○ 山梨県森林法施行細則（抄）	
第6	林地開発行為許可申請に係る関係法令等一覧（参考）・・・・・・・・	1 1 1
第7	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 5

第1 林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の趣旨

- 森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定や地域社会の健全な発展等に寄与しています。また、これらの森林は、一度開発してその機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。
- 従って、これらの森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要となります。
- 林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています。

2 許可制度の対象となる森林

- 林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定に基づき知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）です。
- 地域森林計画対象民有林の区域については、県森林環境部森林整備課又は各林務環境事務所で確認してください。

3 許可制度の対象となる開発行為

許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、次の規模を超えるものです。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為にあつては面積0.5ヘクタール
- (3) その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタール
例) 別荘地、スキー場、ゴルフ場、住宅団地の造成
宿泊施設、レジャー施設、工場、事業場の設置
土石等の採掘、残土処理

4 許可の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制度は適用されませんが、(1)及び(3)の場合は、その開発行為について連絡調整が必要となりますので、事前に所管する林務環境事務所に連絡してください。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合

- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

5 許可基準

許可の申請があった場合において、次の4つの基準を満たすと認められたときは許可となります。

(1) 災害の防止

開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(2) 水害の防止

開発行為により水害の防止機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(3) 水の確保

当該開発行為により水源の涵養機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 環境の保全

開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

6 監督処分

知事は、次のいずれかに該当する場合には、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを命ずることができます。

(1) 許可を受けないで開発行為を行った場合

(2) 許可条件に違反して開発行為を行った場合

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

7 罰則

許可を受けないで開発行為を行った場合や、許可に付された条件に違反して開発行為を行った場合、監督処分の規定による命令に違反した場合は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処せられます。

8 申請書の提出先及び相談窓口

- ・ 中北林務環境事務所 森づくり推進課 0551-23-3088, 3089
(甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市)
- ・ 峡東林務環境事務所 森づくり推進課 0553-20-2721, 2722
(山梨市、笛吹市、甲州市)
- ・ 峡南林務環境事務所 森づくり推進課 055-240-4167, 4168
(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)
- ・ 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7812, 7813
(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

・ 管轄区域図



第2 審査の基準

山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準

(目的)

第1条 この基準は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号、以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）及び山梨県森林法施行細則（平成12年3月31日山梨県規則第52号）の施行による林地開発行為の許可に関する審査基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(林地開発行為)

第2条 林地開発行為とは、地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む。）のうち保安林等を除く森林における土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を言いその行為の態様等を勘案して一定の規模を超えるものをいう。なお、開発行為面積等については実測面積とする。

(許可を必要とする林地開発行為)

第3条 許可を必要とする林地開発行為は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域森林計画の対象とされる民有林の内、林地開発行為の面積が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合0.5ヘクタール。以下同じ。）を超えるもの
- (2) 林地開発行為の面積が1ヘクタールを超えない場合であっても、全体計画の林地開発行為面積が明らかに1ヘクタールを超えると認められるもの
- (3) 林地開発行為者が異なっても、林地開発行為に共同性・同一性が認められ林地開発行為面積が1ヘクタールを超えるもの（共同性・同一性の判断基準については、原則として別表1の基準を用いるものとする。）

(林地開発行為の許可を必要としない行為者)

第4条 第2条に定める開発行為であっても国又は地方公共団体が行うもの及び独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第11条第2項第1号または第2号の業務として行う行為、国立研究開発法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社が行う行為に該当する行為については第3条の許可を要しない。

(林地開発行為の許可を要しない事業)

第5条 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第5条に定める事業については、第3条の許可を要しない。

(連絡調整)

第6条 前第4条及び第5条により開発行為の許可を要しないこととされたものについても、法第10条の2第2項の許可基準に反することのないようにあらかじめ県知事と調整を行うものとする。

(許可基準)

第7条 林地開発行為については、次のいずれにも該当しないものについて許可することとする。

- (1) 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれのあること
- (2) 水害を発生させるおそれのあること
- (3) 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあること
- (4) 環境を著しく悪化させるおそれのあること

(林地開発行為面積)

第8条 林地開発行為に係る土地の面積が、当該林地開発行為の目的実現のため必要最小限の面積であること（法令等によって面積基準が定められているときはこれを考慮して決められたものであること）

(全体計画及び変更許可)

第9条 林地開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可申請である場合は、全体計画との関連を明らかにするものとする。

二 林地開発目的に該当する法令の許可期間が定められているものは、同一の許可期間とし、許可期間を経過するごとに変更許可申請を行うものとする。

(開発行為許可申請)

第10条 新規に林地開発行為をしようとする者は、林地開発許可申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

(林地開発行為許可申請書の添付書類)

第11条 林地開発許可申請書に添付する図書は次のとおりとし、申請書類作成上の留意事項については別添1のとおりとする。

- 1 林地開発許可申請書（別紙様式1）
- 2 林地開発行為事業計画書（山梨県森林法施行細則第1号様式）
- 3 土地面積等一覧表（山梨県森林法施行細則第2号様式）
- 4 林地開発行為保全施設計画書（山梨県森林法施行細則第3号様式）
- 5 開発行為施行能力に関する申告書（別紙様式2）
- 6 残置森林等の管理に関する誓約書（別紙様式3）
- 7 工程表（別紙様式4）
- 8 開発行為に係る土地について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書（山梨県森林法施行細則第5号様式）
- 9 利害関係者に関する協定書（山梨県森林法施行細則第4号様式）
- 10 利害関係者に関する契約書
- 11 他法令による許認可書
- 12 写真
- 13 位置図
- 14 土地利用計画図
- 15 現況図
- 16 造成計画図
- 17 土量計算書
- 18 防災施設計画図

- 19 建築物等の概要図
- 20 公図写し
- 21 その他

(森林審議会への諮問)

第 12 条 林地開発行為に係る面積が 5 ヘクタールを超える場合、または、防災等の見地から特に必要と認められる場合にあっては、法第 10 条の 2 第 6 項に基づき森林審議会に諮問し意見を聞くこととする。

(残置森林若しくは造成森林)

第 13 条 林地開発行為を行おうとする場合は、別表 2 の基準に基づき開発目的に応じて適切に残置森林若しくは造成森林を配置しなければならない。なお、県有林にあっては、山梨県恩賜県有財産土地利用基準によるものとする。

(排水施設等防災施設計画)

第 14 条 林地開発行為を行おうとする場合は、土砂の流出等の災害の発生を防止する施設、水質の悪化を防止する施設、環境の悪化を防止する施設を適切に設置しなければならない。計画にあたっては原則として別表 3 の基準を用いるものとする。

附則 この審査基準は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。
この審査基準は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
この審査基準は、平成 26 年 1 月 8 日から施行する。
この審査基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この審査基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この審査基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この審査基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この審査基準は、令和 8 年 2 月 26 日から施行する。
この審査基準は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別添 1 申請書類作成上の留意事項

区 分	内容又は作成上の留意事項
1 林地開発許可申請書	別紙様式 1 による。 ①開発行為に係る森林の所在場所欄は、事業区域内の地域森林計画の対象森林で森林から形質変更を行う土地の地番を記載する。 ②開発行為に係る森林の土地の面積欄は、上記の面積の合計を記載する。 ③開発行為の目的欄は事業目的を記載する。 ④開発行為の施行体制欄は開発行為の施行者を記載すること。防災工事の施工者が異なる場合はその施工者も記載すること。また、防災措置を講じるために必要な能力があることを証する書類（「開発行為施行能力に関する申告書」を作成。施工者が異なる場合は、施工者においても同申告書を同様に作成。）を添付すること。
2 林地開発行為事業計画書	山梨県森林法施行細則第 1 号様式による。 ①開発行為に係る森林の所在場所欄は林地開発許可申請書と同様 ②開発行為に係る土地の実測面積 ・開発行為に係る森林面積欄は 1－②と同様に記載する ・開発行為をしようとする森林面積欄は、事業区域内の森林の土地の面積の合計を記載する。 ・開発行為に係る事業区域面積欄は、森林及び森林以外の事業区域全体の土地の面積を記載する。 ③開発行為をしようとする土地の用途別面積 ・開発後の用途別土地利用面積を記載する。 ④全体計画の概要及び期別計画の概要欄は、他の法令等によって許可(認可)期間が別途定められている場合に記載する。 ⑤所要経費及び調達方法欄は、所要経費内訳書の金額と整合させる ⑥他の法令等により土地利用(開発)について制限のある場合における事業実施に必要な許認可、資格、又は登録の状況欄について、開発行為の許可申請時に申請行為を行っている場合には、所管する行政機関の文書受付印が押印されるなど受付されたことが判明する申請書の写しを添付する。 (用語の解説) ○開発行為：森林法第 10 条の 2 第 1 項に定める林地開発行為 ○開発行為に係る森林面積：開発行為をしようとする森林のうち直接土地の形質を変更する面積 (開発行為に伴い一時的に土地の形質変更を行うが完成時に森林に復旧する造成森林も開発行為面積に含まれる。) ○開発行為をしようとする森林面積：開発行為に係る森林の面積と 残置する森林の面積をあわせた森林面積 ○開発行為に係る事業区域面積：事業者が一体として事業を行おうとする区域の面積で、森林、農地、宅地、国有道水路等すべての土地を含んだ区域の土地の面積

3 土地面積等 一覧表	山梨県森林法施行細則第2号様式による。 ①所在場所については、事業区域内の地番を大字・字別に昇順で順次記載する。 ②全体面積欄は事業区域に含まれる土地の全体面積を地番ごとに記載する。 ③今回申請新規欄には、一時転用後完成時に植栽して森林に復旧または緑化する面積を含む形質変更面積を記載 ④期別計画がある開発行為の場合については、次期計画は今後開発欄に面積を記載する。 ⑤残置森林については、全体事業計画区域の内、開発せず残置する森林面積を地番ごとに面積を記載する。 ⑥左のうち造成する森林または緑地欄は、開発行為にともなって一時形質変更し完成時に植栽若しくは緑化する面積を地番ごとに面積を記載する。
4 林地開発行為保全施設 計画書	山梨県森林法施行細則第3号様式による。 ①残土の処理欄は、土工数量計算書と整合させる ②法面の保護欄は、別紙技術基準に整合させた計画図面に基づき記載する。 ③排水施設欄は、防災施設計画にしたがって記載する。 ④洪水調整池欄は、開発行為に伴って洪水調整池が必要となる場合は、防災施設計画にしたがって記載する。 ⑤えん堤等欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。 ⑥貯水池、導水路等欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。 ⑦落石、なだれ等の防止施設欄は、施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載する。 ⑧残置し、又は造成する森林又は緑地欄の記載については次によること。 (用語の解説) ○残置森林：開発行為をしようとする森林のうち、開発行為に係る森林（直接形質変更を行う面積）を除いた部分。 $\text{残置森林率（\%）} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$ ○造成森林：開発行為にともなって、いったん土地の形質変更を行った後に、又は新たに植栽し森林として植生を回復又は森林を新生した部分 $\text{森林率（\%）} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$

	⑨場外の防災施設 その他欄は、場外に防災施設を設置する場合は防災施設計画にしたがって記載するとともに、開発行為の施行中及び開発行為の完了後における防災施設の維持管理方法（土砂の撤去や豪雨時の巡視等）を記載すること。
5 開発行為施行能力に関する申告書	別紙様式2による。 ①次の書類に基づき記入し、根拠資料として添付すること（防災工事のみの施工者は法人登記簿謄本及び事業報告書は不要）。 ○法人登記簿謄本：申請直近の謄本とする。 法人でない団体の場合はその規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合は住民票の写し等 ○建設業法許可書等：法令による登録欄に記載する業の許可書 ○預金残高証明書 ○事業報告書：申請時点に最も近い期間のものを3年間分、法人でない団体の場合は決算書3年間分 ○納税証明書：申請時点に最も近い期間のものを3年間分 ②法令による登録欄には、建設業法、宅地建物取引業法その他、採石法、砂利採取法等を記載すること ③技術者名又は主な役員名欄には、法令による登録欄に記載し、その登録に技術者が必須の場合、その技術者を必ず記載すること。主な役員については、法人登記簿のとおりであれば記入を要しないが、その旨記入すること。 ④過去5年間の開発行為に関する実績欄には、過去5年間の実績全てを記載すること。記載した開発行為に関して、監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を記載すること。 ⑤次の書類を添付すること（防災工事のみの施工者は不要）。 ○融資証明書：当該事業を実施するため、金融機関等から融資を受けている場合（申請時点のもの。） ○補助金交付申請書：補助金を受けて行う事業については、補助金交付申請書の写し ○施行経費内訳書：事業実施に係る経費について積算した計算書
6 残置森林等の管理に関する誓約書	別紙様式3による。 残置森林等：残置し又は造成した森林又は緑地のうち、森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可を要する森林に該当するもの
7 工程表	別紙様式4による。 月別の実施計画を記載（ただし、他の法令等により認可期間が定められている場合は認可期間に係る工程表とする。） 防災施設の部分確認を加味した工程とすること。 防災施設の部分確認より前に他の開発行為を行う必要がある場合、仮設の防災施設を設置する工程とすること。

8 開発行為に係る土地について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意書	山梨県森林法施行細則 5 号様式による。 開発行為に係る土地について開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 ※申請時には 3 分の 2 以上の者の同意を取得、その他の者については許可時までには同意を取得すること。 同意書には次の関係資料を添付する。 ○同意書に記載された土地の登記簿謄本（申請日より 1 年以内のもの。） ○土地の売買契約済の場合は契約書の写し ○相続関係図、戸籍謄本、委任状など同意書に署名、押印した者の権原を証明することができる書面（住民票は個人番号の記載がないものとする） ※同意書及び委任状には権利者の自署、印鑑登録された印鑑の押印、押印された印鑑の登録証明書を添付 ※同意年月日が記載されていること。 ただし、すでに林地開発許可を得ている場合で、開発行為に係る事業区域に変更がない変更許可申請時はこの限りではない。 （用語の解説） ○妨げとなる権利：所有権、永小作権、地上権、賃借権、抵当権、先取特権、入会権等の権利および裁判所が命ずる保全処分等
9 利害関係者に関する協定書	山梨県森林法施行細則第 4 号様式による。 ①開発行為に係る事業区域面積を含めて、河川又は排水施設等に排水を行う場合には当該河川又は排水施設管理者等の同意書 ②その他開発行為によって影響を受ける範囲に慣行水利権、許可水利権等がある場合には権利者の同意書又は協定書を添付 ③その他必要な書面
10 利害関係者に関する契約書	開発行為について、利害関係者と契約を締結している場合はその写しを添付
11 他法令による許認可書等	開発行為に係る土地の利用又は事業の実施について他の法令等による許認可等を必要とする場合は ①許認可済のものは許認可書の写しを添付 ②許認可申請中のものは申請書の写し（所管行政機関の受付済みのもの） ③環境影響等評価等手続きについては、その状況が分かる書類
12 写真	①開発行為に係る区域及び開発しようとする区域の全景（航空写真も可） ②開発する施設又は工作物付近の地形、林況が判明する写真 ③写真の撮影位置、撮影方向を現況図に図示する。

13 位置図	開発行為をしようとする位置を明示した縮尺5万分の1（2万5千分の1でも可）の地形図
14 土地利用計画図	都県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面に下記の区分を色分けして明示 ①当該開発行為に係る事業区域・・・・・・・・赤 ②事業区域の内地域森林計画の対象森林・・・・青 ②事業区域における残置森林・・・・・・・・緑 ③事業区域における造成森林・・・・・・・・黄 ④事業区域における緑地・・・・・・・・橙 ⑤当該開発行為に係る施設又は工作物の位置・・・任意 ⑥当該事業区域において既に開発行為が行われている場合には、当該開発済の区域 なお、土地利用区分及び筆毎に土地利用面積計算図を作成するものとし、土地面積一覧表に反映させる。 ※座標による計算可。 ※筆毎の求積根拠が添付されていれば、土地利用区分毎の求積根拠は不要。
15 現況図	事業区域内及びその周辺の森林、田畑、道路、水路、人家、公共施設等土地利用の現況を等高線入りの図面で明示（色分けは任意とする。）
16 造成計画図	①平面図には、切土、盛土、捨土等行為の形態別施工区域の位置を明示する。なお、測線を明示 ②平面図で図示した測線に基づき縦断図を作成し、切土・盛土計画を図示 ③平面図で図示した測線に基づき測点ごとの断面図を図示。なお、断面図には開発区域と残置森林の境界を図示 ④その他上記によりがたい場合は、別途図面を作成 ⑤なお、法面緑化を伴う場合は、法面保護の図面を作成
17 土量計算書	切土、盛土、捨土の計算資料（平面・縦断・断面図等含む。）
18 防災施設計画図	①防災施設の設計根拠資料及び設計図 ②よう壁、堰堤、排水路、導水路、洪水調整池、沈砂地等の構造・規模を示す図面 ※仮設工事の場合は別葉とすること。 ③集水区域を示す図面 ④事業区域内の雨水等の流れ方向、勾配が判明する図面
19 建築物等の概要図	平面図、立面図、断面図等

20 公図	①施設又は工作物の種類別の位置 ②残置又は造成する森林、緑地の区域を明示
21 その他	参考となる図書を必要に応じて添付 太陽光発電施設を建設する場合、太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリストを添付

備考：許可申請書の提出部数は、正本１部、副本２部を所管林務環境事務所に提出する。河川管理者と協議を行う場合は協議に必要な書類１部、また、補正完了時には補正後の許可申請書類一式を電子化した電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）３部を所管林務環境事務所に提出する。

別表 1

共同性・同一性の判断基準

以下の分類のそれぞれについて一つ以上該当する項目がある場合には、原則として共同性・同一性のある開発として扱う。

分類	項目
場所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合
	開発行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合
	箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合
	複数の事業者が連続して開発する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は、費用負担上つながりがある場合
	集水区域や受益対象が別であっても、相互の開発行為地間の距離が30m未満である場合
時期	開発行為の時期が重複している場合
	開発行為が終了し、相当年数（3年程度）を経過しないで、その次の開発行為をしようとする場合
	時期の異なった開発行為であっても、全体計画の一部である場合
人格	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合
	一つの事業者が、特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割させて行わせようとしている場合
	事業者が法人の場合にあつては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人役員をかねている場合、又は、法人の所在地が同一の場合
	血縁関係にある複数の者の行う開発行為である場合
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって開発行為を行う場合で、同一事業として判断した場合
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合
	土地所有者が同一であつて、開発行為の一事業者とみなせる場合

別表 2

開発行為目的に応じた残置森林および森林率

開発行為の 目 的	事業区域内において残置し、 若しくは造成する森林又は緑 地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60% 以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000㎡以上とし、建物敷等の面積はおおむね30%以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60% 以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所あたりおおむね5ha以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%） 以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20m以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20m以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50%（残置森林率はおおむね40%） 以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇

		所あたりの面積はおおむね 5 ha 以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 % 以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 % 以上。（緑地を含む）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘、残土処理		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 40 ha 未満の場合は、森林率はおおむね 25 %（残置森林率はおおむね 15 %）以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 m 以上の残置森林又は造成森林（おお

	2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合、残置森林率はおおむね60%以上とする。	むね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置する。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林(ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合、4のとおり全て残置森林)を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上40ha未満の場合は、原則として周辺部におおむね30m以上の残置森林又は造成森林(おおむね30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合、原則として周辺部におおむね30m以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようにおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。
--	---	---

- ①「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- ②「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
- ③「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、 condominium等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
- ④「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- ⑤「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- ⑥学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を適用する。
- ⑦ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準を適用する。
- ⑧1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を

適用する。

- ⑨「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- ⑩「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- ⑪「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。

別表 3

開発行為における防災施設の設計基準

区 分	適 用 基 準																												
1 開発後の流出量																													
①洪水到達時間内の平均雨量強度（設計雨量強度）	洪水到達時間内の平均雨量強度は、山梨県内の地区別雨量強度の「山梨県短時間雨量強度曲線」により算出する。 排水施設の設計雨量強度は原則として、10年確率で想定される、流域面積に応じた到達時間に対する平均雨量強度とする。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合や、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。																												
②到達時間	設置施設までの到達時間は、原則として下表によるものとする。 <table><tr><th>流 域 面 積</th><th>到 達 時 間</th></tr><tr><td>50ヘクタール以下</td><td>10分</td></tr><tr><td>100ヘクタール以下</td><td>20分</td></tr><tr><td>500ヘクタール以下</td><td>30分</td></tr></table>	流 域 面 積	到 達 時 間	50ヘクタール以下	10分	100ヘクタール以下	20分	500ヘクタール以下	30分																				
流 域 面 積	到 達 時 間																												
50ヘクタール以下	10分																												
100ヘクタール以下	20分																												
500ヘクタール以下	30分																												
③流出係数	流出係数は、原則として下表によるものとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>浸 透 能 大</th><th>浸 透 能 中</th><th>浸 透 能 小</th></tr><tr><td>地 表 状 態</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>林 地</td><td>0.3～0.5</td><td>0.5～0.6</td><td>0.6～0.7</td></tr><tr><td>草 地</td><td>0.4～0.6</td><td>0.6～0.7</td><td>0.7～0.8</td></tr><tr><td>耕 地</td><td>0.5～0.7</td><td>0.7～0.8</td><td>—</td></tr><tr><td>裸 地</td><td>0.8～0.9</td><td>0.9～1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td>太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所</td><td colspan="3">1.0</td></tr></table> * 流出係数の適用にあたっては、集水区域の状況を勘案して決定する。 * 集水区域の中で地表状態や浸透能が複数の区分にわたる場合は、各面積による加重平均とする。	区 分	浸 透 能 大	浸 透 能 中	浸 透 能 小	地 表 状 態				林 地	0.3～0.5	0.5～0.6	0.6～0.7	草 地	0.4～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8	耕 地	0.5～0.7	0.7～0.8	—	裸 地	0.8～0.9	0.9～1.0	1.0	太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所	1.0		
区 分	浸 透 能 大	浸 透 能 中	浸 透 能 小																										
地 表 状 態																													
林 地	0.3～0.5	0.5～0.6	0.6～0.7																										
草 地	0.4～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8																										
耕 地	0.5～0.7	0.7～0.8	—																										
裸 地	0.8～0.9	0.9～1.0	1.0																										
太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所	1.0																												
④雨水流出量	雨水流出量は原則として、合理式（ラショナル式）を用いるものとする。 $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ Q：雨水流出量（m³/sec） f：流出係数 r：設計雨量強度（mm/hr） A：集水区域面積（ha）																												

ただし、流出する雨水等に土砂が混入することが想定される場合は、適宜土砂混入率を考慮する。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot (1 + \alpha / 100)$$

α : 土砂混入率 (%)

2 排水施設計画

①粗度係数

排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。ただし、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、確実に排水施設を設置することとする。

排水施設の計画にあたっては、雨水流出量を安全に排水できる規模とする。

用いる材料による粗度係数は原則として次表によるものとする。

排水施設の種類		粗度係数
素掘	土	0.02 ~ 0.025
	砂	0.025 ~ 0.04
	レキ盤 岩	0.025 ~ 0.035
カルバート	現場打コンクリート	0.015
	コンクリート管(遠心力)	0.013
	塩化ビニル管	0.010
	コンクリート二次製品	0.013
ライニング した水路	モルタル	0.011 ~ 0.015
	練石積水路	0.017 ~ 0.030
	空石積水路	0.023 ~ 0.035
	アスファルト	0.013

備考：上表によりがたい場合は根拠を明らかにして別の数値を採用することができる。

②設計排水量

設計排水量は次より計算するものとする。

設計排水量は、設置する構造物から平均流速を次式によって求める。平均流速の算出は原則としてマンニングの式により求める。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 平均流速 (m/sec)

n : 粗度係数

R : 径深

$$R = A / P$$

A : 流水断面積 (m²)

P : 潤辺 (m)

I : 水面勾配

$$Q = V \cdot A$$

Q : 排水量

③設計安全率

設計安全率は、開水路については満流水深の80%、管渠及び函渠等については満流流量の80%において次表に掲げる値以上を満たすものとする。

条 件		安 全 率
側溝、開渠等		1.2以上
横断溝渠、暗渠等	流木除け工又は土砂止め工等を設ける場合	2.0～3.0
	流木除け工又は土砂止め工等を設け難い場合又は不適当な場合	3.0以上

横断溝渠、暗渠等とは、谷、沢地形を盛土等により埋立てた箇所において、雨水等を当初の流下方向に排水するための施設をいう。

④雨量強度

雨量強度の算定にあたっては次表のとおりとする。

区 分	該 当 市 町 村
甲 府	甲府市の内旧甲府市、山梨市、南アルプス市の内旧櫛形町・旧甲西町・旧白根町・旧八田村・旧若草町、甲斐市の内旧敷島町・旧竜王町、笛吹市春日居町、甲州市、中央市の内旧田富町・旧玉穂町、昭和町
韮 崎	韮崎市、北杜市、甲斐市の内旧双葉町
黒 駒	甲府市の内旧中道町、笛吹市石和町・一宮町・境川町・御坂町・八代町、中央市の内旧豊富村
市 川	市川三郷町、富士川町、身延町の内旧下部町
身 延	南アルプス市芦安、早川町、身延町の内旧身延町・旧中富町
南 部	南部町
大 月	大月市、上野原市の内旧上野原町、北都留郡
河口湖	甲府市古関・梯、富士吉田市、都留市、笛吹市芦川町、上野原市秋山、南都留郡

⑤雨量強度式

雨量強度式は次によるものとする。

	10年	30年	50年	100年
甲府	$50.303/(t^{(3/5)} + 0.106)$	$63.194/(t^{(3/5)} + 0.120)$	$69.068/(t^{(3/5)} + 0.124)$	$77.014/(t^{(3/5)} + 0.129)$
韮崎	$7.005(24/t)^{0.56}$	$8.735(24/t)^{0.550}$	$9.524(24/t)^{0.549}$	$10.589(24/t)^{0.547}$

黒駒	$9.059(24/t)^{0.556}$	$11.438(24/t)^{0.550}$	$12.525(24/t)^{0.549}$	$13.990(24/t)^{0.547}$
市川	$8.784(24/t)^{0.556}$	$11.031(24/t)^{0.550}$	$12.058(24/t)^{0.549}$	$13.441(24/t)^{0.547}$
身延	$11.198(24/t)^{0.556}$	$13.920(24/t)^{0.550}$	$15.163(24/t)^{0.549}$	$16.839(24/t)^{0.547}$
南部	$13.728(24/t)^{0.556}$	$17.086(24/t)^{0.550}$	$18.619(24/t)^{0.549}$	$20.687(24/t)^{0.547}$
大月	$11.257(24/t)^{0.463}$	$14.369(24/t)^{0.455}$	$15.790(24/t)^{0.453}$	$17.706(24/t)^{0.450}$
河口湖	$60.137/(t^{(1/2)}+0.104)$	$75.997/(t^{(1/2)}+0.128)$	$83.240/(t^{(1/2)}+0.137)$	$93.003/(t^{(1/2)}+0.146)$

備考：算出された雨量はmm/hr t：時間（hr）

3 沈砂池の設計

沈砂池の設計は、原則として「採石技術指導基準」採石技術指導基準編集委員会編集による沈殿池の設計基準によるものとする。

$$\textcircled{1} u_0 = H / T = Q / A$$

u_0 ：限界沈降速度(m/hr)

H：沈殿物を沈積させる部分を除いた沈殿池の深さ（有効深m）

T：滞留時間（hr）

Q：処理水量（m³/hr）

A：沈殿池の表面積（m²）

$$\textcircled{2} T = A \cdot H / Q$$

沈殿池の深さHは、掃流現象等が起こることによって沈殿池が再び濁る恐れのない水深（1 m程度）を考慮し、これに沈殿池を池底にたい積させるのに必要な深さを加えた高さにする。

なお、沈殿池の堆積物は沈殿能力を確保する必要があることから、定期的に浚渫するものとする。

4 洪水調整池の設計

（設計手順）

①洪水調整池の調節方式は原則として自然放流方式とする。

②当該開発区域の下流河川等において、30年確率降雨強度（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。以下同じ。）で想定されるピ

① 計画対象降雨

ーク流量が流下できない狭窄部の地点を複数選定する。

③②の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨強度で想定される無調節のピーク流量を比較し、1%以上増加する地点を選定する。（1%以上の増加がない場合は洪水調整池を設置する必要はないものとする。）

④1%以上増加する地点のそれぞれの開発前の30年確率降雨強度でのピーク流量を超えることとならない洪水調整池からの放流量を決定する。

備考

①ピーク流量の算定はラショナル式（合理式）によるものとする。

②到達時間は原則として表1によるものとするが、これによりがたい場合は、次によるものとする。

流入時間：30分以内の適切な時間をとる。（一般的に5～10分）

流下時間：開発前 $T = 0.83L / i^{0.6}$

開発後 $T = 0.36L / i^{0.5}$

T：流下時間(min)

L：河道延長(km)

i：河道の勾配(%)

（厳密計算法による調整容量の算定）

洪水調整池の調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、確率降雨強度曲線によるものとする。

なお、降雨の集中度については、後方集中型の降雨波形とし、継続時間は24時間とする。

また、流入ハイドログラフの算定にあたってのピーク流量の算定には流出係数に代えて次表の流出率を用いるものとする。

土地利用状況	流出率	備考
開発前	0.6～0.7	山林・原野・畑地面積率が70%以上の流域
開発後（1）	0.8	不浸透面積率がほぼ40%以下の流域
開発後（2）	0.9	不浸透面積率がほぼ40%以上の流域

（簡便法による調整容量の算定）

$$V = (r_i - r_c / 2) * t_i * f * A * 1 / 360$$

V：必要調節容量(m³)

f：開発後の流出係数

A：流域面積(ha)

r_c：調整池下流の流下能力の値に対応する降雨強度(mm/hr)

r_i：1／30確率降雨強度曲線上の任意の継続時間t_iに対応する降雨強度(mm/hr)

t_i：任意の継続時間(sec)

②オリフィス 放流口の設 計放流量	設計放流量は次により行うものとする。 放流口が開水路状態のとき $Q_0=0.6\sqrt{g \cdot B \cdot H_1^{3/2}}$ 放流口が圧力水状態のとき $Q_0=CA\sqrt{2 g H_2}$ C：流量係数 B：放流口の幅（m） H1：放流口敷高から水面までの高さ（m） H2：放流口中心から水面までの高さ（m） g：重力加速度＝9.8 m/sec A：放流口断面積（㎡） Q：放流量（m³/sec） 流量係数は次表を標準とする。 <table><tr><th>hi/a</th><th>C</th><th>hi/a</th><th>C</th></tr><tr><td>1.4以下</td><td>0.6</td><td>4.5</td><td>0.75</td></tr><tr><td>1.5</td><td>0.61</td><td>5.0</td><td>0.77</td></tr><tr><td>2.0</td><td>0.65</td><td>5.5</td><td>0.775</td></tr><tr><td>2.5</td><td>0.68</td><td>6.0</td><td>0.78</td></tr><tr><td>3.0</td><td>0.71</td><td>6.5</td><td>0.79</td></tr><tr><td>3.5</td><td>0.73</td><td>7.0</td><td>0.793</td></tr><tr><td>4.0</td><td>0.74</td><td>7.5</td><td>0.796</td></tr><tr><td></td><td></td><td>8.0以上</td><td>0.8</td></tr></table> hi＝放流口下部から水面までの高さ a＝放流口の高さ ベルマウスを設置する場合 C＝0.85 とする。	hi/a	C	hi/a	C	1.4以下	0.6	4.5	0.75	1.5	0.61	5.0	0.77	2.0	0.65	5.5	0.775	2.5	0.68	6.0	0.78	3.0	0.71	6.5	0.79	3.5	0.73	7.0	0.793	4.0	0.74	7.5	0.796			8.0以上	0.8
hi/a	C	hi/a	C																																		
1.4以下	0.6	4.5	0.75																																		
1.5	0.61	5.0	0.77																																		
2.0	0.65	5.5	0.775																																		
2.5	0.68	6.0	0.78																																		
3.0	0.71	6.5	0.79																																		
3.5	0.73	7.0	0.793																																		
4.0	0.74	7.5	0.796																																		
		8.0以上	0.8																																		
③設計堆砂土 砂量	開発行為の施工期間中の流出土砂量は1ha1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600m³、それ以外の場合では400m³とするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 開発行為施工後の流出土砂量は1ha1年間1.5m³を標準とする。																																				
④余水吐	余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率降雨強度で想定されるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍であること。 余水吐の非越流部天端高さの決定に当たっては、洪水流量を流下させるのに必要な水位に0.6mを加えた高さ以上としなければならない。																																				
⑤その他	その他に設計基準については、原則として防災調節池等技術基準（案）社団法人日本河川協会編によるものとする。																																				
5 浸透施設の設 計	開発行為の雨水等の処理については、原則自然放流方式とするが、やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行																																				

		った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。 設計にあたっては、原則として雨水浸透施設技術指針（案）社団法人雨水貯留浸透技術協会編によるものとする。
6	土砂の移動	開発行為による土砂の移動については、スキー場の滑走コースに係る切土量は1 haあたりおおむね1, 000 m³以下とし、ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万 m³以下とする。
7	切土	切土の安定計算は原則行わない。ただし、特異な地形及び地質の箇所又は特に安定対策工を必要とする場合は、盛土に準じて安定計算を行う。 ①切土法面の勾配は次を標準とする。 普通の土砂＝1：0.8 固結度の高い土砂＝1：0.6 岩石＝1：0.3 ②土砂の切土高が10 mを超える場合は、原則として高さ5 mないし10 m毎に幅1.0 m以上の小段を設置するほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置を講ずるものとする。 ③切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じない措置を講ずるものとする。 ④開発行為の目的が岩石採取及び砂利採取又は土採取である場合には、それぞれの定める技術的基準によるものとする。
8	盛土	盛土は次によるものであること。 ①法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合したものとし、次の勾配を標準とする。 ・盛土高が5 m以下＝1：1.8 ・盛土高が10 m以下＝1：2.0 ②盛土高が10 mを超える場合、又は上記標準より急な勾配とする場合にあっては、原則として円弧すべり面を仮定した分割法による簡便式を用いて安定計算を行うものとする。この場合の盛土の安全率は常時1.2、地震時1.0以上とする。 ③盛土高が5 mを超える場合は、5 m毎に幅1.0 m以上の小段を設けるものとする。 ④一層の仕上がり厚は、30 cm以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずるものとする。 ⑤盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊する恐れがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設暗渠工の施工、排水施設等の設置等の措置を講ずるものとする。

9 捨	土	捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定するものとする。 ①捨土の技術的基準については、原則として、盛土の基準に準じて行うものとする。 ②その他、他法令の技術的基準がある場合は、それぞれの定める技術的基準によるものとする。												
10 擁壁の設置		切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が、基準によることが困難である若しくは適当でない場合、若しくは太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合、又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を適切に行うこととする。（ただし、土質試験に基づき安定計算を行った結果が崩壊等のおそれがないことが明らかである場合は設置を要しない。） ①切土によって生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ア 土質が下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。 イ 土質が、下表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下法面は連続法面とみなす。 <table border="1"> <tr> <th>土 質</th><th>擁壁等を要しない勾配の上限</th><th>擁壁等を要する勾配の下限</th></tr> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く）</td><td>60度</td><td>80度</td></tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td><td>40度</td><td>50度</td></tr> <tr> <td>砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの</td><td>35度</td><td>45度</td></tr> </table> ②盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ高さが1mを超える場合。 ③擁壁の構造は次によるものとする。 ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において安	土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限	軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度	風化の著しい岩	40度	50度	砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限												
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度	80度												
風化の著しい岩	40度	50度												
砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度												

全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において安全率は1.5以上とすること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、背面水の排水のため、適正に水抜き穴を設けること。

カ 擁壁は、鉄筋コンクリート、無筋コンクリート、間知石練積その他練積構造であること。

④土圧計算に用いる数値は、原則として宅地造成等規制法施行令により次表のとおりとする。

ア 背面土の単位体積重量及び土圧係数

土 質	単 位 体 積 重 量 (1m ³ あたり)	土 圧 係 数
砂 利 又 は 砂	1.8 トン	0.35
砂 質 土	1.7 トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂	1.6 トン	0.50

イ 摩擦係数

土 質	摩 擦 係 数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを大量に含む砂 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

11 法面緑化等

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講ずるものとする。

法面保護は植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適当でない場合又は植生による保護のみでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこととする。

12 造成森林

造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適した樹高1m以上の高木性樹木を次表により均等に分布するよう植栽する。なお、修景緑化を併せて期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

植 栽 木 の 樹 高	植 栽 本 数 (1ha) あたり
1.0 m	2,000 本
2.0 m	1,500 本
3.0 m	1,000 本

13 そ の 他	備考：他の法令に基準がある場合はこれを考慮する。 その他林地開発行為許可申請にあたっては、開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて（平成１６年７月１日付け１６林整第６７０号）、開発行為の許可基準の運用について、開発行為の許可基準の運用細則について（平成１４年５月８日付け１４林整第２５号）及び開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成１４年５月８日付け１４林整第８２号）を考慮するものとする。開発行為が長狭物（道路、鉄道等）の設置を目的としたものにあつては、林地開発許可要件に照らし、原則として目的とする施設の下流おおむね２kmにおいて、独立した集水区域を持つ区域に係る地域森林計画対象森林の形質変更面積が１haを超える場合に林地開発許可申請を行うこととする。 なお、具体的な判断については、事前に協議を行うものとする。
-----------------	--

様 式

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発許可申請書

次のとおり林地開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	市 町 大字 字 地番 郡 村
開発行為に係る森林の 土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者の防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

山梨県森林法施行細則第 1 号様式

林 地 開 発 行 為 事 業 計 画 書

事業又は施設の名称				
開発行為に係る森林の所在地				
開発に係る土地の実測面積	開発行為に係る森林面積			m ²
	開発行為をしようとする森林面積			m ²
	開発行為に係る事業区域面積			m ²
開発行為をしようとする土地の 用途別面積	用 途	面 積 (単位 m ²)		
		森 林	森林以外	計
建造物の概要				
全体計画の概要及び期別計画の概要				
跡地利用の計画				

一時利用の場合の利用後における原状回復の措置	一時利用の期間			
	原状回復の方法			
	原状回復の時期			
開発行為の着手及び完了の予定時期	着 手		完 了	
	年 月 日		年 月 日	
所用経費及び調達方法	用 地 費		自己資金	
	工 事 費		借 入 金	
	そ の 他		補 助 金	
	計		そ の 他	
	別紙内訳表のとおり		計	
他の法令により土地利用（開発）について制限のある場合における事業実施に必要な許認可、資格、又は登録の状況	法 令 及 び 適 用 条 項		申 請 日	許可日
その他				

土地面積等一覧表

所 在 場 所				面 積									開 発 用 途 目 的	森 林 現 況				
				全 体	森 林			森 林 以 外		左のうち造成 する森林又は 緑地	樹種	混交 歩合		林 齢	材 積	機能の高 い森林の 種 類		
					今 回 申 請			今後開 発する	残置 する								開発 する	残置 する
市町村	大 字	字	地 番		新 規	盤 下 げ	既 開 発											

林 地 開 発 行 為 保 全 施 設 計 画 書

工法				
残土の処理	切土量	盛土量	客土量	捨土量
	m ³	m ³	m ³	m ³
	残土の処理方法			
法面の保護	種 別	切 土	盛 土	
	法 面 直 高	最大 m	最大 m	
	法 面 勾 配			
	小 段 の 設 置			
	法 面 保 護 の 措 置			
	擁 壁 の 規 模 構 造 等			
排水施設	種 別	設置位置	規 模 構 造 ・ 数 量	
洪水調整池	設置位置、構造、規模、数量等			
えん堤等	設置位置、構造、規模、数量等			

沈 砂 池	設置位置、構造、規模、数量等				
貯水池、導水路等	設置位置、構造、規模、数量等				
落石、なだれ等の防止 施設	設置位置、構造、規模、数量等				
残置し、又は造成する 森林又は緑地	残置森林	造成森林	緑 地	計	%
	残置森林の位置、幅等				
	造成森林（緑地）の方法 、数量等				
場外の防災施設 その他					

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

公共施設等に関する同意・協定の一覧表

次のとおり同意を得るとともに協定が成立しました。

1 公共施設等の管理者

種 別	管 理 者	同意年月日	摘 要
給水施設 (上水道)			
給水施設 (下水道)			
消防水利施設			
取付先水路			
放流先水路			
水利権			
その他			

2 新たに施設される公共施設等

種 別	概 要	協定成立年月日	市町村名	用地の帰属

注 概要欄には広場、公園、緑地及び貯水池施設については面積のみを、また、
上下水道管渠については延長のみを記入すること。

3 従前の公共施設等

種 別	管 理 者	同意年月日	摘 要
里道			
国有河川敷			

土地所有者等関係権利者の同意書

開発行為者氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

開発行為の目的

次の森林における上記の開発行為の施行については、同意します。

森林の所在場所	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名	印

注 森林の所在場所は、地番まで記入すること。

権利の種類は、所有権、賃借権又は地上権の別に記入すること。

1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付し、それぞれ押印すること。

印鑑は印鑑登録証明書の印鑑を押印すること。

山梨県森林法施行細則第 6 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為着手届

林地開発行為を次のとおり着手するので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
許可期限	年 月 日
施工者住所及び氏名	開発行為者と施工者が異なる場合に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為許可変更申請書

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第10条の2第1項の規定により、申請します。

許可年月日及び番号		年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為に係る森林の 所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林の 土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の内容		
変更前の許可期限		年 月 日から 年 月 日まで
変更後の完了予定年月日		年 月 日

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為許可変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号		年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林 の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林 の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の内容		
施工者住所氏名	変更前	
	変更後	

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為廃止届

林地開発行為を次のとおり廃止するので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
開発行為の許可期限	年 月 日まで (着手年月日： 年 月 日)
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為施行状況報告書

林地開発行為について、 年 月 日現在の施行状況を森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号			
開発行為の目的				
開発行為の所在場所				
着手年月日	年 月 日			
開発行為の許可期限	年 月 日まで			
設 計		出 来 高		進捗率 %
工 種	数 量	工 種	数 量	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為完了報告書

林地開発行為が次のとおり完了したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
開発行為の許可期限	年 月 日
施工者住所及び氏名	開発行為者と施工者が異なる場合に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

（地位を譲り受けた者）

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

（地位を譲り渡した者）

報告者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為地位承継報告書

林地開発行為に係る開発行為者の地位を承継したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

年 月 日

山梨県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

（法人であるときは主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

林地開発行為事業者住所（氏名）変更報告書

林地開発行為に係る次の事項を変更したので森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により、報告します。

許可年月日及び番号		年 月 日 山梨県指令 第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		
許可者の氏名及び住所	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日
変更場所		
変更の理由		

別紙様式2

開発行為施行能力に関する申告書

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

申告者氏名 印

次のとおり申告します。

氏 名 (名称及び代表者)											
住 所 (所在地)											
法令による 登 録	建 設 業 法 宅地建物取引業法 そ の 他					資 本 金 主たる取引金融機関	万円				
資 産 の 状 況											
納 税 額	税区分 年度区分	法人税 又は 所得税	事 業 税	市 町 村 民 税	固 定 資 産 税	その他	計				
	年度 (前 年 度)										
	年度 (前々年度)										
職 員 数		事務職 人	技術職 人		労務職 人		計 人				
技術者名 又は主な 役員	役 職 名	氏 名	年 齢	在 勤 年 数	資 格 免 許 ・ 学 歴 ・ そ の 他						
過去5年間の 開発行為 (実績がない 場合は他法令 に基づく開発 行為等)に関 する実績	事業名 (工事名)	場 所	面 積	許認可番号 年 月 日	着工年月日 完成年月日	検 査 済 証 交付年月日	工 事 高				

- ※1 預貯金口座の残高証明書、各種税別の納税証明書及びその他申告内容の根拠となる書類（法令による登録を証する書類、開発行為の許可書等）を添付すること。
- 2 資産の状況欄は、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料を添付（法人の場合は必須）すれば記入を要しないが、その旨記入すること。

残置森林等の管理に関する誓約書（例文）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを誓約します。

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為をしようとする森林面積及び区域

m² 別図のとおり

残置又は造成する森林又は緑地の面積及び区域

m² 別図のとおり

記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林等は他の目的には一切転用いたしません。

（造林の実施）

- 2 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 3 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、適切な保育事業を行います。

（立木の伐採）

- 4 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採を始める 90 日から 30 日前までに、市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出します。

（誓約事項の承継）

- 5 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

林地開発行為実施工程表

事業 者 名

印

	1ヶ 月	2ヶ 月	3ヶ 月	4ヶ 月	5ヶ 月	6ヶ 月	7ヶ 月	8ヶ 月	9ヶ 月	10ヶ 月	11ヶ 月	12ヶ 月
準備工事 (防災工事)												

準備工事（防災工事）を先行させる工程表を作成すること
防災施設の部分確認を加味した工程とすること。
防災施設の部分確認より前に他の開発行為を行う必要がある場合、仮設の防災施設を設置する工程とすること。

年 月 日

山梨県知事 殿

事業施行者 住所

氏名

㊞

林地開発行為に係る連絡調整について

このことについて、昭和49年2月27日衆議院農林水産委員会における「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）」に基づき関係書類を添えて協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

事業施行者 住所

氏名

印

林地開発行為に係る連絡調整の変更について

平成 年 月 日付け森整第 号で協議を了したこのことについて、関係書類を添えて協議します。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

林地開発行為に係る連絡調整変更届

林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

協議年月日及び番号		年 月 日 森整第 号
開発行為の目的		
開発行為に係る森林 の所在場所	変更前	
	変更後	
開発行為に係る森林 の土地の面積	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の内容		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(計画編)						ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。	
区分		対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細	
		対応 必要	対応 不要				
事業計画 の立案	土地の選定			☐	日射量や自然条件の事前調査を行う。		
				☐	周辺環境や景観への影響の調査を行う。		
				☐	市町村にエネルギー施策や土地利用計画に合致するか、地域の意向はどうか把握するための相談を行う。		
				☐	事業候補地に適用される法令の有無、規制や手続きについて県や市町村に確認する。		
				☐	「立地を避けるべきエリア」では事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は住民合意の難航、事業化に時間を要するなどのリスクがある。		
				☐	富士山景観配慮地区・富士山北麓世界遺産景観保全地区		
				☐	自然公園の特別地域及び普通地域		
				☐	自然環境保全地区及び自然記念物		
				☐	保安林		
				☐	砂防指定地等の災害危険区域		
				☐	農用地区域等		
				☐	風致地区		
				☐	文化財指定エリア		
				☐	市町村景観計画における重点地区等		
				☐	その他立地を避けるべきエリア		
				☐	「立地に慎重な検討が必要なエリア」ではなるべく事業を行わない。これらのエリアで事業を行う場合は、安全の確保や住民合意に長期の調整期間を要するなどのリスクがある。		
				☐	災害のリスクが高いエリア		
				☐	地域森林計画対象民有林		
				☐	市町村景観計画の景観形成拠点等		
				☐	重要な観光施設等に近接するエリア		
			☐	埋蔵文化財包蔵地			
			☐	その他、日本遺産やエコパークの指定などがされている場合は、市町村の意向を確認する。			
	地域との関係 構築のために 必要な事項			☐	住民との合意形成のため、住民説明の範囲や説明方法について市町村に確認する。		
				☐	住民説明にあたっては分かりやすい資料を使用し、丁寧な説明を行う		
				☐	地域貢献策検討し、提案する		
				☐	地域住民の要望がある場合、災害防止協定の締結に応じる。締結後に事業者変更がある場合は適切に引き継ぐ。		
	その他事業計画 の立案 にあたり 必要な事項			☐	事業に利用できる土地の広さを踏まえて事業規模を設定する。意図的に低圧分割しない。		
				☐	電力会社へ系統接続の状況を確認する		
				☐	品質保証や出力保証などされているパネルやパワコンを選ぶなど、信頼性の高いメーカーの製品を選定する。		
	事業計画の 決定に 向けて 必要な事項	「事業概要書」 の提出			☐	事業計画が大まかに決まったら「事業概要書」を市町村に2部提出する。F I T事業の場合は認定申請の前に提出する。	
「事業内容変更・事業廃止届」 の提出				☐	「事業概要書」の提出後に事業計画を変更する場合や事業をやめる場合には、「事業内容変更・事業廃止届」を市町村に2部提出する。		

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(設計・施工編)							ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。	
		対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容		対応状況の詳報	
		対応 必要	対応 不要					
土地開発の 設計・施工	防災に配慮 すべき事項			☐	地形図等の資料調査、観察による現地調査、スウェーデン式サウンディング調査等の実施による地盤調査を行う。			
				☐	地盤等の状況に応じて必要な防災対策を行う			
				☐	がけ崩れ、出水のおそれがある土地の地盤改良、擁壁の設置等			
				☐	地盤が軟弱な場合の地盤改良、擁壁、土の置換、水抜き等			
				☐	切土、盛土を行う場合の、雨水の流れる方向調整のための勾配形成			
				☐	切土によるすべりやすい土質がある場合のくい打ち、土の置換等のすべり対策			
				☐	盛土を行う場合の、30cm以下の厚みに分けた土盛り、建設機器による締め固め、地すべり抑止杭設置			
				☐	傾斜地に盛土を行う場合の場合の段切り等			
				☐	擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹き付け等による切土、盛土面の保護			
				☐	がけ崩れ、土砂流出の恐れがある場合、排水施設設置			
				☐	擁壁に関する技術的な措置（構造計算、表面排水、2m以上の擁壁の場合建築基準法施行令を準用）			
				☐	調整池等の排水施設を工事の最初に設置する。			
				☐	斜面へ設置する場合は斜面の崩壊を助長したり誘発しないような対策を行う。			
				☐	地形、地質等の状況に応じた急傾斜地崩壊防止施設の設計			
				☐	のり面への土留め施設の設置			
				☐	石張り、芝張り、モルタル吹き付け等によるのり面の保護			
				☐	土留施設の表面排水、水抜き穴の設置			
				☐	水の浸透または停滞により崩壊の恐れがある場合、排水施設の設置			
				☐	急傾斜地崩壊防止施設崩壊の恐れがある場合、なだれ防止工、落石防止工の実施			
		環境に配慮すべき 事項			☐	流末水路への接続に関する水路管理者と協議を行う。		
				☐	周辺の自然環境の特性を考慮した措置を講ずる。			
				☐	自然環境保全上の必要があるときは、数ブロックに分けて造成し、ブロック間に緩衝エリアとしての緑地を設けるなど自然の連続性に配慮する。			
				☐	希少野生動植物が生息する土地では保全措置を講ずる。			
				☐	緑地の形成にあたっては、市町村が定める緑化基準に適合させる。			
				☐	敷地面積2,000㎡以上の場合、緑地割合を敷地面積の20%以上とする。			
				☐	事業地内の用土活用、現存樹木の移植等、地域の植生に適合した緑化を行う。			
				☐	新たな植栽は、地域の自然植生に適合したものを選ぶ。			
				☐	浸透施設の設置等による地下水の涵養機能を保持する。			
				☐	設置工事時に低公害車を使用するなど大気汚染、水質汚濁の防止に配慮する。			
				☐	設置工事の作業時間の設定、遮音施設の設置などによる騒音や振動の低減対策をする。			
				☐	設置工事中の砂埃の飛散防止のため、散水等を行う。			
					尾根線上、丘陵地、高台等へ設置する際の接線等への配慮			
				☐	伐採により樹木の連続性をなくさない（接線を乱さない）。			
				☐	太陽光発電施設を突出させない（土地形状に違和感を与えない）。			
			☐	眺望点から視認できる場合の配慮				
			☐	主要な道路から望見できないよう、不透過性の柵欄等を設置する。				
			☐	主要な眺望点から見える場合、背景の色彩と同化させる、分散して配置し植栽を用いるなど人工物の存在感を軽減させる。				
				その他景観に配慮すべき事項				
			☐	自然環境豊かな箇所に設置する場合には、既存樹木等を活かし、やむを得ず伐採する場合は植栽をする。				
			☐	景観形成観点から視認できる範囲に電線、電柱等設置する場合で景観に影響を与える場合、地中化を検討する。				
	安全に 配慮すべき事項			☐	発電設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える恐れがないように施設している。			
				☐	架台・基礎は地盤等の状況を考慮して選定するほか、技術基準で適合すべき性能を満たしている。			
				☐	施工は、建設業法の許可を受けている者が行うとともに、電気工事士法に基づく有資格者が作業を行う。			
				☐	パワコンからの騒音防止のため、家屋に隣接した場所を避けることや防音壁設置等の配慮			
				☐	反射光による周辺環境への害がないようにパネルを配置する。			
				景観に配慮した設計・施工				
			☐	太陽光パネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度とする。				
			☐	太陽光パネルは、低反射で、文字、図形が描かれていないものにする。				
			☐	フレームの色彩は周囲と調和し、素材は低反射のものにする。				
			☐	自立運転機能のあるパワコンと非常用コンセントを設置する。				
		☐	地域住民が非常時に利用できるよう、取り決めや使用方法の訓練等を行う。					
		☐	保守点検や消防活動に必要な作業スペースを確保している。					
			立入防止措置					
		☐	50kV以上の場合、機械器具等が危険である旨の表示、容易に立ち入れないよう措置する。					
		☐	周囲にフェンスを設置、出入口を施錠し、立入禁止の表示をする。					
		☐	50kV未満の場合、容易に設備に触られないようフェンスと距離を置き、立ち入れないよう措置する。					
		☐	フェンス等は第三者が容易に取り除くことができないものを用い、施錠、立入禁止の表示をする。					
その他発電設備の 設計・施工に必要な 事項				事業者名の表示（標識の設置）				
			☐	外部から見やすい場所に発電設備の認定IDや認定事業者名、連絡先、運転開始年月日（予定日）等を表示する。				
			☐	認定事業者又は保守点検責任者のいずれかの連絡先（電話番号）を記載する。				
			☐	標識の材料は、風化で文字が消えないものを使用し、強風等で外れないよう措置する。				
			☐	標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上、面積3㎡以内のものとする。				
			☐	標識の色彩は、低明度、低彩度色とする。				
			☐	設計の詳細は「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」に従う。				
		☐	500kW以上2,000kW未満の場合、自主検査をし、その結果を国に届け出る。					
		☐	500kW未満の場合は、自主的に技術基準に適合していることを確認する。					
	「工事完了・ 運転開始届」		☐	工事が完了し、運転開始をしたら「工事完了・運転開始届」を市町村に2部提出する。				

太陽光発電施設の適正導入ガイドラインチェックリスト(維持管理編、撤去・処分編)							ガイドラインの内容に沿った対応となっているか以下のチェックリストで確認をしてください。	
区分			対応の必要性 (どちらかに○)		チェック欄	内 容	対応状況の詳細	
			対応 必要	対応 不要				
維持管理編	発電設備の 維持管理	安全の確保			☐	計画時に策定した保守点検・維持管理計画に則った点検と維持管理を行う。		
		発電性能の 維持			☐	遠隔監視システムを導入し、発電量の確認を行う。		
					☐	定期的な除草により、日照を確保する。除草剤はできる限り避ける。		
						その他発電設備の維持管理に必要な事項		
					☐	事業継続の備えとして損害保険や、第三者への賠償保険に加入する。		
					☐	「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等に従った適切な保守点検を行う。		
	事業地の 維持管理	定期的な点検			☐	定期的に地割れや法面の崩れ、排水溝や調整池に土砂が堆積しているなどの異常がないか確認する。		
		定期的な 維持管理			☐	異常が発見された場合は専門業者に調査を依頼し、必要な補修を行う。		
	非常時の 対応	市町村への連絡 及び住民への周知			☐	土砂流出等の近隣への被害が発生するおそれがある場合は、現地を確認し市町村・地域住民へ速やかに連絡する。		
		迅速な復旧			☐	発電施設が被災した場合はロープを張るなどの第三者が近寄らないような対策をとり、速やかに復旧する。		
		事故・被災状況 報告書の提出			☐	発電施設に事故が起きた場合や被災した場合は「事故・被災状況報告書」を市町村に2部提出する。		
		電気事業法に 基づく事故報告			☐	50kW以上の太陽光発電施設で感電、死傷事故、火災などが起きた場合は国に事故報告をする。		
撤去・処分編	適切な撤去・ 処分のための 遵守事項	計画的な廃棄等 費用の確保			☐	事業計画策定の段階から計画的に廃棄等費用を確保する。		
		有害物質の 情報把握			☐	太陽光パネルに含まれる有害物質の情報を製造・輸入販売事業者へ照会するなどにより把握する。		
	適正な撤去・ 処分の実施	廃棄物処理法 の遵守			☐	使用済の太陽光パネル・架台を廃棄物処理法に基づき適正に処理する。		
					☐	適正処理のために必要な情報提供をするに当たっては「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」に従う。		
		建設リサイクル 法の遵守			☐	建設リサイクル法に基づき特定建設資材を適正に処理する。		
		環境省のガイ ドラインに従った 適切な撤去・処分			☐	環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に従ってリサイクルや処理をする。		

番 号
年 月 日

森 林 環 境 部 長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可申請について（進達）

このことについて、 から別添の通り申請がありました。

番 号
年 月 日

森 林 環 境 部 長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可申請について（副申）

このことについて、 から別添の通り申請がありましたので、現地等につ
いての調査書及び からの意見書を添えて送付します。

林 地 開 発 調 査 書

NO1

申請者	住 所			
	氏 名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業又は施設の名称				
所在場所		森林計画区名		
面積	開発行為に係る森林面積		㎡	
	開発行為をしようとする森林面積		㎡	
	開発行為に係る事業区域面積		㎡	
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳		開発後の用途	面 積 (㎡)	比 率 (%)
		計		
工事計画	開発行為に係る森林部分	着工 年 月 日 予定		完成 年 月 日 予定
	全体	着工 年 月 日 予定		完成 年 月 日 予定
所要経費		用地費 千円		
		工事費 千円		
		事務経費 千円		
		計 千円		

開発行為をしようとする森林の現況	現況	(地質) (土壌) (標高)	(基岩) (山腹傾斜) (年間降雨量)
	林況		
	生息動物風致 その他		
周辺地域における宅地、農地、道路、公園その他の施設の状況			
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況			
当該開発行為が周辺地域の環境へ及ぼす影響			
他法令等との関連			
林地開発に対する関係者の意見			
その他			
調査者 職・氏名、調査年月日		○○林務環境事務所 (職 名 、 氏 名) 年 月 日	

事業計画内容調書

NO3

事 項		区 分	審 査 結 果		理 由
1 地域森林計画との関連	機能の高い森林	土地保全に留意すべき森林の指定状況			
		特定林分の指定状況			
		地域住人の当該森林に対する水源かん養機能への依存状況			
		優良人工造林地又はこれに準ずる天然林の存否状況			
	その他	林業振興に係る施設の実施状況			
		補助造林対象地の存否			
		森林施業計画の認定状況			
2 共通事項	①計画内容の具体性		有 無		
	②開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有する者の同意	有 無	全部 有 () 一部	全部 無 () 一部	
			(内容)		
	③申請に係る森林以外の関係用地について事業の妨げとなる権利を有する者の同意		全部 有 () 一部	全部 無 () 一部	

事 項	区 分	審査結果	理 由
2 共 通 事 項	④開発行為又は開発行為 の事業の実施について、 法令により必要とする許 認可等	許認可等の 要否	要 不要
		関係法令	(内容)
		許認可等の 見込等	許認可済 許認可見込 許認可見込無
	⑤信用状況		有 無
	⑥資金の調達		有 無
	⑦開発面積の規模		適 不適
	⑧開発行為が大規模であ り、長期にわたるものの 一部についての許可申請 である場合、全体計画と の関連		有 無
	⑨一時利用の場合の利用 後における現状回復等の 事後措置		適 不適
	⑩開発周辺地域の森林施 業に対する支障の配慮		有 無
	⑪周辺の地域における住 民の生活及び産業活動へ の影響の配慮		有 無
	⑫残地し又は増設する森 林又は緑地の管理		有 無 (権利の内容)
		管理計画	有 無
	総合		適 不適

事 項		区 分	審査結果	理 由
3 法 第 十 条 二 第 二 項 一 号 関 係	①土砂流出の防止	工法	適 不適	
		捨土位置	適 不適	
		法面の勾配	適 不適	切土法面 盛土法面
		法面における小段 排水法面保護	適 不適	
		法面崩壊防止措置	適 不適	
		擁壁の構造	適 不適	
	②えん堤等	流出土砂量の計算 等	適 不適	
		えん堤等の設置及 び位置	適 不適	
	③排水施設	水理計算等	適 不適	
		設置位置及び構造	適 不適	
	④洪水調節池	水理計算等	適 不適	
		設置位置及び構造	適 不適	
	⑤落石、なだれ等 の災害発生のおそ れのある場所の措 置		適 不適	
	⑥開発行為の施行 工程		適 不適	
	総 合		適 不適	

事 項		区 分	審査結果	理 由
4 第十条の二第二項一号の二関係	①水害の防止	ピーク流量の安全流下	適 不適	
		洪水調整池の設置	有 無	
	総合		適 不適	
5 第十条の二第二項二号関係	①飲料水、かんがい用水等の水源の確保	水源確保の対策の必要性	有 無	
		貯水池、導水路の設置	有 無	
	②水質悪化の防止	水質悪化の防止の必要性	有 無	
		沈砂池等	適 不適	
	総合		適 不適	
6 法第十条の二第二項三号関係	①環境の保全	残置し又は造成する森林又は緑地の率	適 不適	
		残置森林の幅、配置	適 不適	開発区域外周部に m の幅で配置されている。
		景観の維持に対する措置	適 不適	
	総合		適 不適	
総合			適 不適	

番 号
年 月 日

森 林 環 境 部 長 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為許可に係る違反行為について（報告）

このことについて、森林法第 10 条の 2 第 1 項（森林法第 10 条の 3）の規定に違反した開発行為
がありましたので、調査書を添えて報告します。

林地開発行為違反調書

区 分	違 反 事 項 等
許可番号	
違反行為者	
違反行為の所在場所	
違反行為の発生年月日	
違反行為の内容	
中止又は復旧に係る 命令すべき内容	
その他必要な事項	

林地開発行為完了確認調査書

番 号
年 月 日

森 林 環 境 部 長 殿

〇〇林務環境事務所長

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為が計画のとおり完了したことを確認しました。

許可年月日及び許可番号	年 月 日山梨県指令森整第 号			
開発行為の所在場所				
開発行為をしようとする森林面積		開発行為に係る森林面積	残置森林等	残置率
		ha	ha	ha
開発行為の目的				
開発事業者				
着手年月日				
完了年月日				
完了確認年月日				
完了確認調査者				
その他特別記事				

※ 残置率とは、開発目的別に定められた残置森林率または森林率を指す。土石等の処理、残土処理の場合は森林率とする。残置森林等とはその残置森林面積または森林面積とする。

番 号
年 月 日

河 川 管 理 者 殿

〇〇林務環境事務所長

林地開発行為に伴う河川等への影響について（照会）

次の林地開発行為について、森林法１０条の２第１項の規定により申請書の提出がありました。申請の内容を審査したところ、林地開発の許可基準に適合していると認められますが、〇〇水系一級河川（又は二級河川）〇〇川への影響について、河川管理者の意見を伺いたく協議します。

- 1 申請者の住所
- 2 申請者の氏名
- 3 開発行為に係る森林の所在場所
- 4 開発行為の目的
- 5 添付書類
 - ・位置図
 - ・防災施設計画図のうち排水施設に係る図面及び計算書類

第3 手続きの流れ

開発行為事務取扱要領

(趣旨)

第1 この開発行為許可事務取扱要領（以下「要領」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の2第1項に定める開発行為の許可等について事務の取扱を定め、円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(適用)

第2 この要領は、法、森林法施行令、森林法施行規則、山梨県森林法施行細則（以下「細則」という。）及び山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準（以下「審査基準」という。）に定める開発行為に適用する。

(許可申請の受理及び審査)

第3 開発行為許可申請に係ることについては、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 申請書の様式及び内容は、審査基準に定めるところによる。
- 2 林務環境事務所長は、細則第20条の規定に基づき提出された申請書を受理し、森林環境部長に進達するものとする。
- 3 申請書を受理した林務環境事務所長は、提出された申請書に不備がある、または、必要な書類が添付されていないと認められる場合は行政手続法第7条の規定に基づき相当の期間を定め補正を求め、あるいは拒否を行うものとする。
- 4 上記3に該当しない場合は、審査基準に基づき審査を行った後、当該開発行為の所在を管轄する市町村長及び開発行為の影響を直接受けると見込まれる市町村長の意見を聴取して審査基準に基づく調書を添えて速やかに森林環境部長に副申するものとする。
- 5 許可申請の処理手順については別紙1を標準とする。

(標準処理期間)

第4 山梨県行政手続条例第7条により定める開発行為事務の標準処理期間は、以下のとおりとする。なお、県の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）及び補正に要する期間等は含まない。

林地開発許可申請事務・・・・・・・・・・90日間

以下参考

土砂の埋立て等許可申請事務・・・・・・60日間

採石計画認可申請事務・・・・・・・・・・60日間

土採取計画認可申請事務・・・・・・・・・・40日間

砂利採取計画認可申請事務・・・・・・・・30日間

(開発行為の監督)

第5 林務環境事務所長は法第10条の2第1項の規定に違反した者若しくは同条同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者及び偽りその他の不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けて開発行為をした

者を認めたときは、その森林の所在場所、違反行為の内容その他必要事項について調査し、防災上緊急にとった行為がある場合は、その内容を含め、審査基準に定める林地開発違反調書を作成し、速やかに知事に報告するものとする。

知事は、報告を受けたときは、違反した者に対して法第10条の3に基づく復旧または中止の命令を行うものとする。

なお、知事は違反した者にとった命令の内容について、林務環境事務所長及び関係市町村長に通知するものとする。

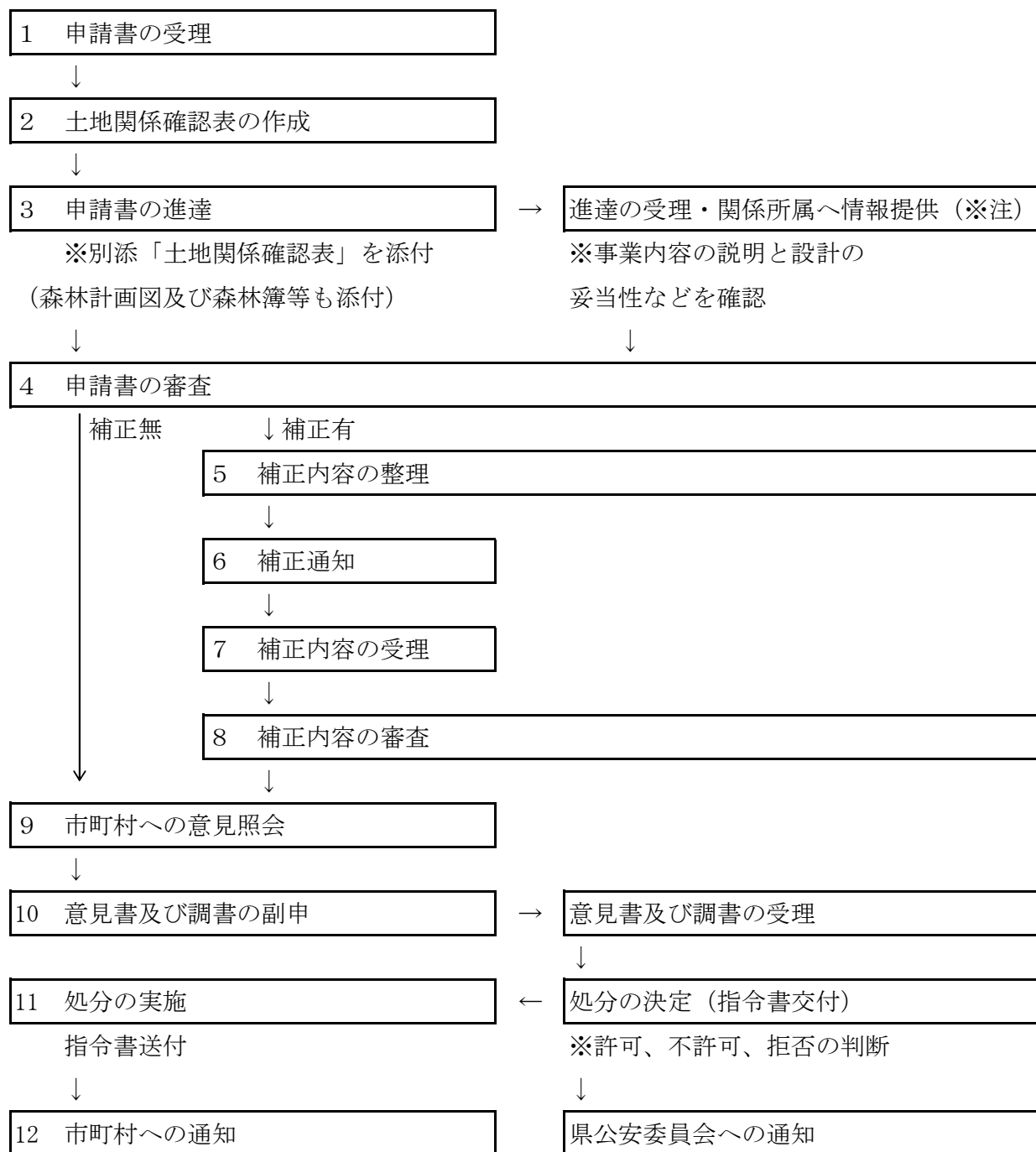
- 附則 この要領は、平成20年10月29日から施行する。
この要領は、平成26年1月8日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年6月5日から施行する。

別紙 1

林地開発許可申請の手続フロー

○林務環境事務所の手続

○森林整備課の手続



※注：関係所属一覧は別紙 2

別紙 2

○関係所属一覧

部局名	課室名	主な所管・関係法令、所管事項等
森林環境部	森林整備課	・ 山梨県環境緑化条例 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（特定盛土等規制区域）
	森林環境政策課	・ 県有林貸付
	治山林道課	・ 森林法（保安林解除等） ・ 地すべり防止法
	地域エネルギー推進室	・ 太陽光発電関係
	大気水質保全課	・ 山梨県環境影響評価条例 ・ 土壌汚染対策法 ・ 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
	環境整備課	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	自然共生推進課	・ 自然公園法 ・ 山梨県自然環境保全条例 ・ 山梨県立自然公園条例
農政部	農村振興課	・ 農地法（農地転用） ・ 農振法（農振除外） ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（農地利用）
	耕地課	・ 農道・農業用水利関係 ・ 地すべり防止法
県土整備部	都市計画課景観まちづくり室	・ 景観法 ・ 山梨県景観条例 ・ 山梨県屋外広告物条例
	道路管理課	・ 道路法
	砂防課	・ 山梨県砂防指定地管理条例 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・ 土砂災害防止法 ・ 地すべり防止法
	都市計画課	・ 都市計画法 ・ 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 ・ 山梨県風致地区条例 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域）
	建築住宅課	・ 建築基準法
	用地課	・ 国土利用計画法
総合県民支援局	県民生活支援課	・ 山梨県土砂運搬適正化指導要綱
観光文化・スポーツ部	富士山観光振興グループ	・ 世界遺産関係
	文化振興・文化財課	・ 文化財保護法 ・ 県文化財保護条例

第4 国の技術的助言(関連通知)

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
第1 開発行為の許可対象 (森林法第10条の2第1項関係事項) 1 対象となる森林 開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林(公有林を含む。)であるが、このうち法第25条又は法第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。 2 対象となる開発行為 都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、法第10条の2第1項において、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」とされている。「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第2条の3において、「法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。 (1) 同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。 なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。 (2) 同条第1号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。 (3) 同条第1号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要 小限度のものをいう。 (4) 同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。 (5) 地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法第8条において地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならないとされていることから、開発行為の許可を要しないものについても地域森林計画に従い森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されるよう周知するものとする。	
「開発行為の許可制に関する事務の取り扱いについて」(平成14年3月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知。以下「事務取扱」という。)の運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる第1から第6までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる第7から第11までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。 第1 手続上の要件 (規則第4条関係) 申請の手続については、森林法施行規則第4条(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認するものとする。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。 位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記1のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができるものとする。 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。 (1) 防災施設等の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設等の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。 (2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。 5 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」（昭和37年農林省告示第851号。以下「様式告示」という。）の様式1中注意事項3において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。 6 別記1に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて都道府県知事が必要と認める書類を添付するものとする。 第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係） 1 土砂の移動量 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。	

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業者に対し指導するものとする。 また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。 2 切土、盛土又は捨土 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。 (1) 工法等は、次によるものであること。 ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。 イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。 ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。 エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。 (2) 切土は、次によるものであること。 ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。 イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。 ウ 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。 (3) 盛土は、次によるものであること。 ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。 イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。 エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。 (4) 捨土は、次によるものであること。 ア 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。 イ 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。 3 法面崩壊防止の措置 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられること	

が明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

(イ) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土 質	擁壁等を要しない 勾 配 の 上 限	擁壁等を要する 勾 配 の 下 限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他 これに類するもの	35 度	45 度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。

- (2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

- (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、3の(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)																
(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。 ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。 (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。 (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達)によるものであること。 (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。 ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。 イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。 表2 <table border="1"> <tr> <th>区域の名称</th><th>根拠とする法令等</th></tr> <tr> <td>砂防指定地</td><td>砂防法</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td><td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td></tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td><td>地すべり等防止法</td></tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td><td>土砂災害防止法</td></tr> <tr> <td>災害危険区域</td><td>建築基準法</td></tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td><td rowspan="3">山地災害危険地区調査要領</td></tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td></tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td></tr> </table> (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。 (6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記1の計画書に必要な事項を記載すること。 6 排水施設 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。 ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流		区域の名称	根拠とする法令等	砂防指定地	砂防法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	地すべり防止区域	地すべり等防止法	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	災害危険区域	建築基準法	山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
区域の名称	根拠とする法令等																
砂防指定地	砂防法																
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律																
地すべり防止区域	地すべり等防止法																
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法																
災害危険区域	建築基準法																
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領																
地すべり危険地区																	
崩壊土砂流出危険地区																	

量は次の(ア)及び(イ)により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

(ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量 (m³/sec)

f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hour)

A：集水区域面積 (ha)

(イ) 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

- a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表3の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、cによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表3

地 表 状 態 \ 区 分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林 地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草 地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕 地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸 地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

表4

流 域 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。 イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。 ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。 エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。 ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。 なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。 7 洪水調節池等の設置等 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。 (1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。 また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。 なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。 (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。 ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。 (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。 (4) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。 (5) 第3の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう	

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
設置すること。 8 静砂垣等の設置等 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用 排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)、7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。 10 仮設の防災施設等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要な排水施設、えん堤、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。 11 防災施設等の維持管理 (1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 (2) 開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。 12 都市計画法等の基準の適合判断 第2の1から11までにかかわらず、開発行為が都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第7号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の許可を要する場合は同法第13条第1項の基準に、同法第30条第1項の許可を要する場合は同法第31条第1項の基準に適合することをもって、法第10条の2第2項第1号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに都道府県知事が第2の1から11までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。 第3 水害を発生させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第1号の2関係) 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとするほか、設置に当たっての計画例については別記3を参考とされたい。 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。 ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとしてすることができる。 また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第2の7の(1)によるものであること。 なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の(1)によるものであること。 2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率(排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる	

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
	場合には50年確率を用いることができる。)で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。 ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁が別記2に基づき調整することとする。 3 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。 4 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。 5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。 6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。 7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。 8 仮設の洪水調整池等の設置等 開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調整池等を設置する場合に準じて行われていること。 9 洪水調整池等の維持管理 (1) 開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調整池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。 (2) 開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。 10 都市計画法の基準の適合判断 第3の1から9までにかかわらず、開発行為が都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する場合は同法第33条第1項第3号の基準に適合することをもって法第10条の2第2項第1号の2の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに都道府県知事が第3の1から9までを踏まえて定める同号の基準を満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。 第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項 (森林法第10条の2第2項第2号関係) 1 貯水池等の設置等 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。 2 沈砂池の設置等 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 3 仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

4 貯水池等の維持管理

- (1) 開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。
- (2) 開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係）

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記4の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記4の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記4に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記4に準じて適切に措置されていること。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の育成に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を表5を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表5

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

- (3) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
	成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。 3 景観の維持 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。 特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので開発行為の対象地（土捨て場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。 4 残置森林等の維持管理 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましい。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めるものとし、許可条件としてその旨を付すこと。 また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置し又は造成した森林が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。 残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。 なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。
第6 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、第1から第5までの各要件及び別記5に掲げる要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。	第7 開発行為の一体性 1 事務取扱第1の3に定められた開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。 (1) 実施主体の一体性
3 対象となる開発行為の一体性 開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体	

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。	個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合 (2) 実施時期の一体性 時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合 (3) 実施箇所の一体性 個々の事業に必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。
4 対象外の開発行為 (1) 「国又は地方公共団体が行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。 国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。 なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。））、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。 (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。 これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出等の制度及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることのないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。 (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。 この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第5条に定められたとおりである。 (4) (1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならない。 国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ都道府県知事と連絡調整するものとする。 都道府県が開発行為を行うに当たっては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行	

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
うものとする。 都道府県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知するとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとする。 また、規則第5条の事業を実施しようとするときにあっても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするものとする。 第2 開発行為の許可基準等（森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項） 1 開発行為の許可基準 (1) 法第10条の2第2項において「都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」とこととされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。 具体的には、次のような許可基準が定められている。 ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号） これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。 「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。 「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。 イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号の2） これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。 ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第10条の2第2項第2号） これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源涵養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。 エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第3号） これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。 (2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない	

い」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水害の防止、水源の涵養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可に係る申請

規則第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添え、都道府県知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。

3 開発行為に係る審査及び完了確認

- (1) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。
- (2) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の施行後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる。

第8 開発行為に係る完了確認等

- 1 事務取扱第2の3に定められた「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置は、植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことができる。この場合、緑化等の措置後1年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行うことが望ましい。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、都道府県知事は必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導すること。

- 2 上記のほか、法第10条の2第4項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、都道府県職員が、当該防災施設等が計画書の内容のとおり設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないよう指導すること。仮に、都道府県職員による当該確認を経ずに当該特定の開発行為に着手した場合、その着手の時点において防災施設等が計画書の内容のとおり設置されていないことが明らかになった場合には、法第206条第2号の罰則の対象となり得ることを、事業者に対し注意喚起すること。なお、都道府県職員による確認後には、確認が完了したことを証する書面を事業者が発行することが望ましい。

また、こうした防災施設等の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設等の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分確認や施行状況の定期報告について指導すること。

- 3 土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
第3 許可に付する条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項） 法第10条の2第4項において「第一項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる」こととされているが、その内容は、同条第5項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。 条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきこと、開発行為を中止し又は廃止する場合に当該開発行為によって損なわれた森林の公益的機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。 第4 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係事項） 都道府県知事は、開発行為の許可をしようとするときは、都道府県森林議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。	第9 許可の条件（森林法第10条の2第4項及び第5項関係） 許可に当たって付す条件は、事務取扱第3によるほか、別記6の例により具体的案件に即したものとする。この条件は、法第10条の2第5項の趣旨を十分に踏まえたものとする。 また、法第206条第2号の規定による罰則の対象となる「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置」の条件については、別記6の1の必須条件例に則して具体的な施設を明示するとともに、「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理」の条件については、許可申請に必要となる計画書に記載された開発行為の施行中における防災施設等の維持管理方法に則して維持管理が行われるよう、別記6の1の必須条件例に則して付すこと。 第10 関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係） 事務取扱第4の関係市町村長の意見については、関係市町村長が開発行為に対し具体的な意見を提出できるよう円滑に意見聴取できる仕組みを構築する観点から、意見聴取は、都道府県知事から申請書類等を関係市町村長に送付した上で、別記様式を参考に関係市町村長からの意見を聴取すること。 この場合において、都道府県知事は、関係市町村長が意見聴取に応じるに当たり、当該関係市町村長が必要と認める場合には、当該関係市町村の区域内においてその開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、その意見を踏まえてその意見聴取に応じることができることを、当該関係市町村長に対して説明すること。また、申請者に対しても、関係市町村長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することがありうる旨を説明し、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて同意を得ること。 関係市町村長の意見への対応状況を申請者に提出させ、当該関係市町村長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について都道府県又は申請者が当該関係市町村長へ説明することにより実施すること。 都道府県知事は、申請書の審査に当たっては、関係市町村長の意見や当該意見への対応状況を踏まえて、法第10条の2第2項各号のいずれかへの該当の有無について判断す

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
	ること。 なお、関係市町村長への意見聴取に当たっては、当該市町村長が事業計画の内容を精査できるよう十分な期間を設けるよう配慮するものとする。
第5 監督処分（森林法第10条の3関係事項） 1 法第10条の3第1項において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断するものとする。 監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかにこれを行うとともに、復旧に必要な行為の命令に当たっては、当該命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。この場合においては、当該監督処分に正当な理由がなくて従わなかったときは、法第10条の3第2項の規定によりその旨等を公表することがあることを、併せて通知するものとする。 また、法第10条の3第1項の「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものである。 なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）による代執行ができる。 2 法第10条の3第2項の趣旨及び目的は、 ① 土地に係る違反状態を明らかにすることにより、監督処分の事実を知らない第三者が当該土地の所有者になることによって当該監督処分に係る義務の履行が困難になることを防ぐこと ② 違反状態にある土地は災害等が発生する危険性が高まっている場合があることから、周辺住民に対して注意を促すことにある。 同項の「正当な理由」としては、復旧に必要な措置に取り組んでいるものの、地震、洪水を始めとした自然災害等の不可抗力により、定められた期限までに当該措置が完了しなかった場合などが考えられる。 同項の規定による公表に当たっては、都道府県の公報やウェブページに、 ① 中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名） ② ①の者による違反の内容 ③ ①の者が正当な理由なく従わなかった命令の内容 ④ 当該命令に係る森林の土地の地番 ⑤ その他必要な事項 を掲載することが考えられ、具体的な公表内容及び公表時期は、上記の趣旨及び目的を踏まえ適正に運用するものとする。 また、同項の規定は、地方公共団体が上記の趣旨及び目的に反しない限りにおいて、条例等で地域の実情に応じて別に公表規定を定めることを妨げない。 加えて、必要に応じて、現地において公表内容を記した標識を設置するなど土地の購入検討者等の関係者が確実に違反の事実を把握できるようにするために必要な措置を講ずることが望ましい。なお、この標識の設置については、法第188条第3項の規定を適用することができる。 第6 その他 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度について周	

開発行為の許可制に関する事務の取扱について	開発行為の許可基準等の運用について(別記1～6は別掲載)
知することが望ましい。 3 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号に掲げる機能の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認することが望ましい。	
第11 その他 1 配慮事項 申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認すること。 (1) 開発行為に係る土地の面積の規模 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要 小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。 (2) 全体計画との関連 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。 (3) 原状回復等の事後措置 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。 (4) 周辺の地域の森林施業への配慮 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。 (5) 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。 2 関係行政庁との調整等 開発行為については他法令の許認可と並行して申請される場合があることを踏まえ、都道府県は、第1の3により他法令の申請状況を明らかにさせるとともに、これから申請者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可を市町村が所管している場合には市町村の関係部局との間で情報共有を行うほか、国又は都道府県が所管している場合には都道府県の関係部局との間で情報共有を行うとともに、都道府県関係部局を通じ国の機関との間で情報共有を行うものとする。このほか、行政事務の効率的な執行のため、都道府県は、別記2に基づき他の制度による許認可と調整すること。また、第2の5の(4)に定める災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、都道府県は、当該区域において実施する措置の内容等について、上記に準じ関係行政庁との間で情報共有を行うこと。	

- 「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号農林水産事務次官依命通知）の改正（令和 4 年 11 月 15 日 4 林整治第 1187 号 同）に伴い、下記の通知は令和 5 年 4 月 1 日付けで廃止された。
- ・開発行為の許可の申請書に添付する位置図、区域図、及び計画書について（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2522 号）
 - ・開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2523 号）
 - ・林地開発許可事務実施要領の制定について（昭和 49 年 12 月 17 日付け 49 林野治第 2705 号）
 - ・開発行為の許可基準の運用細則について（平成 14 年 5 月 8 日付け林野治第 25 号）
 - ・太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について（令和元年 12 月 24 日付け林整治第 686 号）
 - ・開発行為の許可に当たって付する条件例について（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49-2525）
 - ・開発行為の許可基準の運用細則の適用について（平成 14 年 5 月 8 日付け 14 林整治第 82 号）
 - ・水害の防止に係る洪水調整池等の設置に係る計画例について（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 林整治第 2657 号）
 - ・開発行為の審査における申請者の信用及び資力の確認について（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 林整治第 2530 号）

別記 1

開発行為の許可の申請書に添付する書類について

規則第4条第1号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第2号に規定する開発行為に関する計画書、同条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに様式告示の様式1中注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、以下のとおりとする。

1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

3 計画書

計画書の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川的位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等設計図（防災施設等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (8) 建築物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (11) 開発行為の施行工程（仮設の防災施設等を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

(13) 防災施設等の維持管理の方法

ア 開発行為の施行中における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。

- (ア) 点検のスケジュール（点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に付すこと（「洪水期に○回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること）。）
- (イ) 個別の点検項目（防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。）
- (ウ) 点検結果に応じて必要となる対応（損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。）
- (エ) 点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法（点検又は対応した箇所ごとに記録すること。）

イ 開発行為の完了後における維持管理の方法をアと同様に記載すること。

(14) その他参考となる事項

4 資力及び信用があることを証する書類

資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。

- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
- (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
- (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 定款（法人の場合）
- (8) 住民票等（個人の場合）
- (9) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

5 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設等の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。

- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
- (2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
- (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

別記 2

開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について

法第 10 条の 2 に規定する開発行為の許可（以下「開発許可」という。）と他の制度による許認可との調整等については、以下のとおり措置されるよう配意されたい。

- 1 開発許可の運用は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による国立公園等の区域並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域に係る許可の運用と十分連絡調整を図って行うこと。
- 2 開発許可と都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 8 条第 1 項又は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 14 条第 1 項の規定による許可に当たっては、都道府県の林務部局と都市計画部局（都市計画法又は都市緑地法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあつては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。

また、都市緑地法第 8 条に規定する届出等と開発許可との適正な運用を期するため、都道府県の林務部局と都市計画部局とは、相互の連絡体制を整備するよう十分連絡調整すること。

- 3 法第 10 条の 3 の規定による処分と都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 4 開発許可と宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可に当たっては、都道府県の林務部局と盛土規制法を担当する部局（盛土規制法による許可権者が都道府県知事以外の者である場合にあつては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をすること。
- 5 法第 10 条の 3 の規定による処分と盛土規制法第 20 条又は第 39 条の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 6 開発許可の申請が、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 18 条若しくは第 20 条、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 8 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 10 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 14 条又は盛土規制法第 23 条若しくは第 42 条の規定による処分に係る場合にあつては、これらの法律を所管する行政庁又は担当部局とあらかじめ十分連絡調整すること。

また、開発行為により洪水調節池等を設置し、河川に排水する場合にあつては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整すること。

- 7 法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく開発行為の許可を行おうとする場合においては、事前に十分な時間的余裕をもって関係河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）に通知し、同項第 1 号の 2 に係る要件について河川管理者（指定区間については都道府県知事とする。）との協議が整った後でなければ当該許可は行わないこと。

なお、この場合、国土交通省は、このことをもって開発許可手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるよう河川管理者を指導することとされているので念のため申し添える。

- 8 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する「水害」には、土砂の流出又は崩壊に関連するもの（特に土砂の流出又は崩壊に起因する洪水並びに土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害）が含まれないこと、同号が創設されたことによって、「当該開発行為をする森林」及び「当該機能に依存する地域」における河川局所管事業の実施及び砂防指定地、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の指定が何ら影響されることはないこと、並びに同号が創設されたことによって、地すべり等防止法第 51 条第 1 項第 2 号に規定する「保安林に準ずべき森林」の範囲が従来と何ら変わるものでないで留意すること。
- 9 法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関して、工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項については、他法令による遵守すべき基準が守られるよう担当する部局と十分連絡調整すること。
- 10 都市計画法に基づく都市計画事業として行う開発行為及び土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業として行う開発行為について、都市計画法第 59 条第 4 項並びに土地区画整理法第 4 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による認可を行うに当たっては、都道府県の都市計画部局はあらかじめ林務部局と十分連絡調整を行うこととすること。
- 11 開発許可の申請に係る事業の計画区域内に農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定により転用が制限される土地が含まれる場合には、開発許可又は転用許可に関する処分に当たって、都道府県の林務部局と農地担当部局（農地法のこれらの規定による許可権者が農林水産大臣である場合には、地方農政局（沖縄にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては農村振興局））とは、あらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 12 法第 10 条の 3 の規定による処分又は農地法第 51 条の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
- 13 開発許可と農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 の規定による許可に当たっては都道府県の林務部局と同法の担当部局とはあらかじめ十分連絡調整を図ること。
- 14 法第 10 条の 3 の規定による処分又は農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うこと。
- 15 開発許可の申請が鉱業権者又は租鉱権者から鉱業権又は租鉱権の実施としてあった場合には、できる限り鉱物資源の有効利用を図る趣旨で処理するものとし、不許可その他の制限を行うに当たっては、あらかじめ、所轄経済産業局長に協議し、意見を整えた上で処分を行うこと。
- 16 開発許可をする際には、その度にその旨を都道府県公安委員会に通知すること。

洪水調節池等の設置に係る計画例

法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 に規定する水害の防止に係る許可基準について、洪水調節池等を設置する場合の計画例は以下のとおりとする。

なお、以下は参考例であって、各都道府県の実情に応じて計画することを妨げるものではない。

1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30 年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には 50 年確率を用いることができる。以下同じ。）で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1) の地点のうち、開発中及び開発後の 30 年確率で想定される雨量強度における無調節のピーク流量（ Q'_{i30} ）が開発前のピーク流量（ Q_{oi30} ）に対して 1 % 以上増加する地点 i を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が 1 % 未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する。

- (3) (2) の地点が生じない場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 の規定による洪水調節池等の設置は不要となる。

なお、(2) の地点が生じない場合であっても、同項第 1 号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、別紙第 2 の 7 の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1 の (2) で選定した各地点について、それぞれ開発前の 30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量（ Q_{oi30} ）を超えない洪水調節池等からの放流量（ q_{i30} ）を算定する。

洪水調節池等からの放流量（ q_{i30} ）の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{i30} = Q_{oi30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_{oi}}$$

ここに、 A_i ：選定した各地点の集水面積（ha）

F_{oi} ：選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

a ：洪水調節池等の集水区域の面積（ha）

f_o ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

- (2) (1) で算出した各地点の洪水調節池等からの放流量（ q_{i30} ）が最小となる地点（ j ）を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」（以下「当該地点」という。）として選定する。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点(k)が存在する場合(地点(j)において n_j 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができ、地点kにおいて n_k 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年が $n_j > n_k$ となる場合)又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点(k)も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である。

3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

- (1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量(q_{i30})を30年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量(q_{pc30})として決定する。
- (2) 当該地点が地点(j)の場合、地点(j)における開発前の n_j (当該地点が地点(k)の場合には n_k とする。以下同じ。)年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量(Q_{onj})をもとに、当該洪水調節池等からの放流量(q_{jnj})を算定し、これを n ($=n_j$)年確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量(q_{pcn})として決定する。

n_j 年確率で想定される雨量強度における当該洪水調節池等からの放流量(q_{jnj})の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{jnj} = Q_{onj} \times \frac{a \times f_o}{A_j \times F_{oj}}$$

ここに、 A_j ：地点jの集水面積(ha)

F_{oj} ：地点jの集水区域の開発前の流出係数

a ：洪水調節池等の集水区域の面積(ha)

f_o ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における30年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量(q_{30} 及び q_n)を30年及び n 年のそれぞれの確率で想定される雨量強度に対する洪水調節池等からの許容放流量(q_{pc30} 及び q_{pcn})に調節できる容量に決定する。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法(確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法)、厳密計算法(洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法)その他の適切な方法により行う。

n 年確率で想定される雨量強度も考慮するのは、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によっては n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30年及び n 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、 n 年から30年までの間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

別記 4

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント（残置森林率おおむね 40 パーセント）以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合 は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。(緑地を含む)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合 は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては 20 パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。
- 4 「開発行為の目的」について
- (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

- (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
- (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
- (6) 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。
- この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。
- 5 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 2 条の 3 に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

第 1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に対して指導するものとするとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すものとする。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

第 2 災害を発生させるおそれに関する事項

- 1 自然斜面への設置について 別紙第 2 の 1 の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

- 2 排水施設の断面及び構造等について 太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

(1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、別紙表 3 に基づき、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地 表 状 態 \ 区 分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9～1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、別紙第2の6の(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

第3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域における残置森林等の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記4の表によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント（残置森林率はおおむね15パーセント）以上とする。 2 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合には、4のとおり全て残置森林）を配置する。 3 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合には、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

(注) 「1箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

なお、別紙第5の4において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかなことを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導することとする。

第4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。

2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すこととする。

3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談が都道府県林務部局にあった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこととする。

開発行為の許可に当たって付する条件例について

法第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定の運用については、事務取扱の別紙第 3 のとおりであるが、開発行為の許可に当たっては、次に掲げる例により具体的案件に即した条件を付すること。

1 必須条件例

次に掲げる条件に従って開発行為（法第 10 条の 2 第 4 項の「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設」の設置を含む。以下同じ。）が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 都道府県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為を完了したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。また、都道府県職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出るほか、都道府県知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、都道府県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出ること。
- (6) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (7) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。
- (8) 森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設として次に掲げる施設^{※1}を計画書の内容のとおりに先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、次に掲げる開発行為^{※2}に着手しないこと。なお、当該施設の設置が完了したことは、都道府県職員による当該施設が計画書の内容のとおりに設置されたことの確認により、これを認める。

注. 都道府県における上記※ 1 及び※ 2 の記載要領

※ 1 具体的な施設（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、沈砂池等）及び必要に応じてその仕様（容量、強度、水の放出量など主要な仕様）を明記すること。仮設の施設であって許可申請時に仕様を確定できない場合は、当該施設の設置に着手する前にあらかじめ都道府県職員と協議して決めた仕様とすること。

※ 2 具体的な開発行為（土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は搬入等）を明記すること。

- (9) 開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。
- (10) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告^{*}を行うこと。

^{*} 定期報告の期間は「許可日から○か月ごと」など具体的な時期が分かるように示すこと。
- (11) 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。

2 案件に応じた条件例

- (1) 6 か月毎に開発行為の施行状況について都道府県知事に報告書を提出すること。
- (2) 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- (4) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ちを行うこと。
- (5) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (6) 法面の緑化作業は、4 月末までに行うこと。
- (7) 利用後は、スギを1ヘクタール当たり3,000本以上植栽すること。
- (8) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。
- (9) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (10) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。

別記様式

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

以上

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関連）

- （注意事項）
1. 必要に応じて参考資料を添付すること。
 2. 1～4以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

(参考) 河川管理者との調整 [平成 3 年 7 月 24 日林地開発許可業務担当者会議]

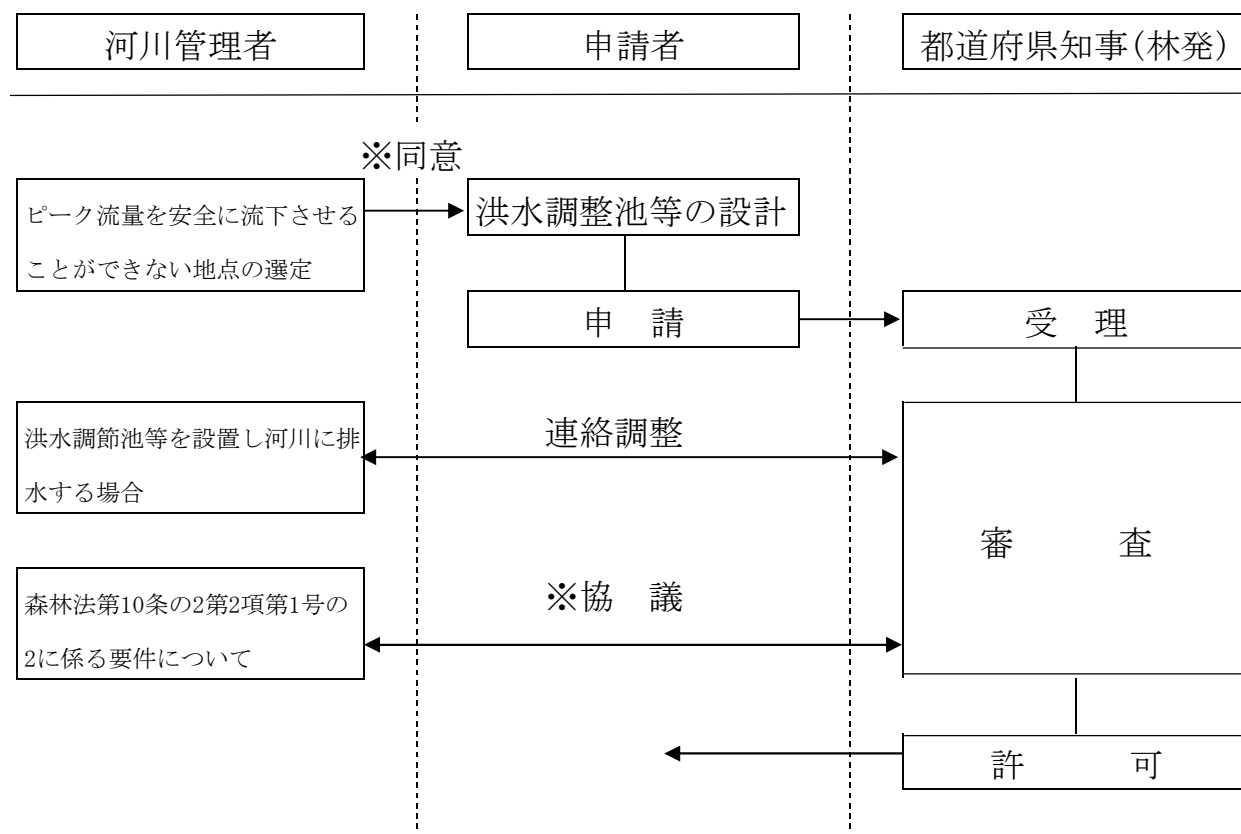
河川管理者との調整は、「開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について」(昭和49年10月31日付49林野治第2523号林野庁長官通達)に基づき、別紙(この頁に記載)のとおり行う。

この場合、洪水調整池の直接の排水先が普通河川(河川法適用河川[河川法第3条の1級河川及び2級河川。以下同じ]又は河川法準用河川[河川法第100条により河川法の規定を準用する河川。以下同じ]以外の河川をいう。)であっても、下流部の『30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点(「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」(昭和49年10月31日付49-2526林野庁指導部長通達))』が河川法適用河川又は河川法準用河川である場合には、当該河川管理者と協議・調整をすること。

また、調整にあたっては、開発許可手続きの遅延を招くことのないようそれぞれの段階に応じてできる限り早期に協議・調整を図ること。

なお、建設大臣が河川管理者である場合は当該河川を管理する工事事務所と協議することとして運用する。

(別紙) 林地開発許可における洪水調節池等の設置に係る河川管理者との協議



※ 法改正により新たに協議等を行う事項

第5 根拠法令

森 林 法（抄）

[昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号]

[最終改正 令和 7 年 5 月 30 日 法律第 48 号]

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「森林」とは、下に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において、「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第 3 条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 森林計画等

（地域森林計画）

第 5 条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5 年ごとに、その計画をたてる年の翌年 4 月 1 日以

降 10 年を 1 期とする地域森林計画をたてなければならない。

（開発行為の許可）

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも当該しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一 の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第 1 項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度の

ものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(罰則)

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の2第1項の許可に付した同条第4項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者
- 三 第10条の3第1項の規定による命令に違反した者

附 則

(開発行為に係る経過規定)

第5条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。）を行っている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

森 林 法 施 行 令 (抄)

[昭和 26 年 7 月 31 日 政令第 276 号]

[最終改正 令和 4 年 9 月 22 日 政令第 313 号]

(開発行為の規模)

第 2 条の3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

森 林 法 施 行 規 則 (抄)

[昭和 26 年 8 月 1 日 農林省令第 54 号]

[最終改正 令和 8 年 3 月 30 日 農林水産省令第 23 号]

(開発行為の許可の申請)

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）第 1 条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25

年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）

四 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理

五 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

六 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設

七 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設

八 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館

十一 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行

場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

十三 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

十四 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設

十五 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル

十六 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物

十七 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（第 13 号に該当するものを除く。）

十八 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設

十九 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

（適用除外）

第 6 条 法第 10 条の 4 の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条の境内地（同条第 2 号及び第 3 号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第 10 条の 4 の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

山梨県森林法施行細則（抄）

[平成 12 年 3 月 31 日 山梨県規則第 52 号]

[最終改正 令和 7 年 3 月 28 日 規則第 28 号]

（趣旨）

第 1 条 森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開発許可申請書の添付書類等）

第 2 条 省令第 4 条第 1 号の位置図及び区域図は、次のとおりとする。

一 位置図 当該申請に係る開発行為の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図

二 区域図 次の事項を明示した縮尺 5,000 分の 1 以上の図面

イ 当該開発行為に係る事業区域

ロ 事業区域における森林の区域

ハ 当該開発行為に係る森林の区域

ニ 当該開発行為に係る施設又は工作物の位置

ホ 事業区域において既に開発行為が行われている場合には、当該開発済の区域

ヘ イからホまでに掲げる区域を明示するために必要な都県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状

2 省令第 4 条第 2 号の開発行為に関する計画書は、林地開発行為事業計画書（第 1 号様式）及び土地面積等一覧表（第 2 号様式）並びに林地開発行為保全施設計画書（第 3 号様式）とする。

3 省令第 4 条第 3 号に規定する相当数は、3 分の 2 とする。

4 省令第 4 条第 3 号の同意を得ていることを証する書類は、公共施設等に関する同意・協定の一覧表（第 4 号様式）及び土地所有者等関係権利者の同意書（第 5 号様式）とする。

5 省令第 4 条第 6 号の開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、預貯金口座の残高証明書、納税証明書その他知事が必要と認める書類とする。

(工事着手の届出)

第 4 条 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、着手しようとする日の 2 週間前までに、林地開発行為着手届（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

(開発行為の計画変更)

第 5 条 法第 10 条の 2 第 1 項の規定により受けた許可の内容を変更しようとする場合における同項の規定による許可の申請は、林地開発行為許可変更申請書（第 7 号様式）により行うものとする。ただし、次に掲げる変更で、林地開発行為許可変更届（第 8 号様式）により知事に届け出たものは、この限りでない。

一 工事実施に関し通常必要と認められる軽微な変更

二 災害の防止及び安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽微な変更

2 前項の林地開発行為許可変更申請書及び林地開発行為許可変更届には第 2 条各項（第 3 項を除く。）に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(開発行為の廃止の届出)

第 6 条 事業者は、開発行為を廃止しようとするときは、あらかじめ、林地開発行為廃止届（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(施行状況の報告)

第 7 条 事業者は、開発行為の着手後に、知事が施行の状況の報告を求めたときは、林地開発行為施行状況報告書（第 10 号様式）により報告しなければならない。

(工事完了の報告)

第 8 条 事業者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了報告書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

(承継等の報告)

第 9 条 法第 3 条の規定により効力を有することとされる法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可に係る承継人は、当該承継の日から 2 週間以内に、林地開発行為承継報告書（第 12 号様式）により知事に報告しなければならない。

第 10 条 事業者は、その住所又は氏名に変更があったときは、当該変更の日か

ら 2 週間以内に林地開発行為事業者住所（氏名）変更報告書（第 13 号様式）により知事に報告しなければならない。

（復旧に係る措置完了の報告）

第 11 条 法第 10 条の 3 の規定により復旧に必要な行為を命じられた者は、当該命令に係る措置を完了したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

（書類の提出）

第 20 条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の林務環境事務所に提出しなければならない。

第6 林地開発行為許可申請に係る関連法令等一覧(参考)

【注意事項】

※林地開発行為に係る一般的な関係法令を掲載しています。

※事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

※NO20以降は令和5年4月1日現在確認している市町村の関係法令等です。ここに掲載されていない関係法令等の有無、詳細は各市町村に確認してください。

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
1	森林環境部 森林整備課	森林法	地域森林計画対象民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で森林を伐採しようとする場合 ※ただし 林地開発行為許可に該当する場合は手続き不要	各市町村森林担当課	
			地域森林計画対象民有林について新たに森林の土地の所有者となった場合	各市町村森林担当課	
			造林事業費補助金の交付を受けた森林について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に施行地を森林以外に転用する行為又は補助事業施行地上の立木地区の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813
		山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域内の森林の土地の所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転または設定に係る契約を締結しようとする場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813
		山梨県土採取規制条例	面積300㎡又は採取量1,000㎡以上の土の採取を行う場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088,3089
		採石法	岩石の採取を行おうとする場合	峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721,2722
		砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合(河川区域等以外)	峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167,4168
		山梨県環境緑化条例	敷地面積が2,000㎡以上の事業所又は事務所を設置・管理する場合	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812,7813
				森林環境部 森林整備課 森林育成・緑化担当	055-223-1646

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
2	森林環境部 治山林道課	森林法	・保安林を森林以外の用途に転用する場合 ・保安林において、立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更を行う場合	中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551-23-3088
				峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553-20-2721
				峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055-240-4167
				富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554-45-7812
		地すべり等防止法 (地すべり等防止区域が森林法の規定による保安林等の場合)	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	中北林務環境事務所 治山林道課	0551-23-3095
				峡東林務環境事務所 治山林道課	0553-20-2726
				峡南林務環境事務所 治山林道課	055-240-4147
				富士・東部林務環境事務所 治山林道課	0554-45-7818,7892
3	森林環境部 自然共生推進課	自然公園法	国立公園及び国定公園内で工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
				富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
		山梨県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行う場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
		山梨県自然環境保全条例	自然環境保全地区、自然記念物の地域内で、工作物の新・増改築、木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
				富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
4	森林環境部 環境整備課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を設置する場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
				富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
5	森林環境部 大気水質保全課	山梨県環境影響評価条例	施工区域面積(保存緑地、進入路等を含む)が15ha以上の事業を行おうとする場合 ※太陽光発電所のスクリーニング対象規模は0.5ヘクタール以上18ヘクタール未満	森林環境部 大気水質保全課 環境影響評価担当	055-223-1513
		土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の掘削その他の土地の形質変更	甲府市 担当課(環境保全課)	055-241-4312
				森林環境部 大気水質保全課 大気水質担当	055-223-1511
		山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² を超える揚水設備を設置する場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
				富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
6	森林環境部 環境整備課	山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	野立て(地上設置)太陽光発電施設(建築基準法に基づく建築物に設置されるものを除く。)を設置する場合	中北林務環境事務所 環境・エネルギー課	0551-23-3090
				峡東林務環境事務所 環境・エネルギー課	0553-20-2739
				峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
				富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課	0554-45-7811
7	農政部 農村振興課	農地法	農地等を農地等以外に転用しようとする場合	各市町村農業委員会	
		農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供する場合	各市町村農業委員会	
8	農政部 耕地課	地すべり等防止法(地すべり等防止区域が土地改良法の規定による土地改良事業地域等の場合)	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	中北農務事務所 農業基盤第一課	0551-23-3773
				峡東農務事務所 農業基盤第一課	0553-20-2821
				峡南農務事務所 農業基盤課	055-240-4137
				富士・東部農務事務所 農業基盤課	0554-45-7828

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
9	県土整備部 建築住宅課	建築基準法	・電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備は建築基準法上の工作物ではないため、工作物としての建築確認は不要である。 ・土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。建築物に該当し、建築基準法第6条1項にあたる場合、建築確認が必要となる。 (太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて 国住指第4936号 平成23年3月25日参考)	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2718
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
				甲府市 まちづくり部まち開発室 建築指導課	055-237-5824
10	県土整備部 都市計画課	都市計画法	○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合	各市村開発担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
		山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	○都市計画区域外(甲府市を除く)での1ha未満の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で、3,000㎡以上の開発行為	各市村開発担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1671
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
		山梨県風致地区条例	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	甲府市 都市計画課	055-237-5819
				忍野村 建設課	0555-84-7793
				身延町 建設課	0556-42-4808
				上野原市 建設課	0554-62-3123

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
11	県土整備部 都市計画課 まちづくり室	景観法 (市町村景観条例)	景観法に基づき市町村が策定する景観計画に定める届出対象行為を行なう場合	景観計画策定市町村 担当課	
		山梨県景観条例 (市町村景観計画 による景観計画区 域内の場合は適用 除外)	大規模行為に該当する場合	中北建設事務所 建築課	055-224-1674
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4133
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7817
		山梨県屋外広告物 条例	屋外広告物の掲出などを行う場合	権限委譲市町村 屋外広告物担当課	
				中北建設事務所 都市整備課	055-224-1677
				峡東建設事務所 都市計画・建築課	0553-20-2717
				峡南建設事務所 都市計画・建築課	055-240-4120
				富士・東部建設事務所 都市計画・建築課	0554-22-7836
				富士・東部建設事務所 吉田支所	0555-24-9049
				富士北麓景観対策課	
12	県土整備部 道路管理課	道路法	道路管理者以外の者で、道路に関する工事又は維持を行なう場合 道路管理者以外の者で、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合	中北建設事務所 道路課	055-224-1667
				中北建設事務所 峡 北支所 道路課	0551-23-3065
				峡東建設事務所 道路課	0553-20-2734
				峡南建設事務所 道路課	055-240-4128
				峡南建設事務所 身 延支所 道路課	0556-62-9065
				富士・東部建設事務所 道路課	0554-22-7814
				富士・東部建設事務所 吉田支所 道路課	0555-24-9087
13	県土整備部 治水課	河川法	県知事が管理する県内の一級河川及び二級河川の河川区域において、それぞれ以下の行為をする場合 [河川区域内] ・流水の占用、土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡 北支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身 延支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
14	県土整備部 砂防課	山梨県砂防指定地 管理条例	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合 ・施設又は工作物の新築、改築又は除却 ・掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採又は抜根 ・土石若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ・竹木、土石等の滑下又は地引きによる運搬 ・家畜の放牧又は係留 ・火入れ	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡北 支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身延 支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
		急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡北 支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身延 支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
		土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合（特定開発行為の制限） ・住宅（自己の住居の用に供するものを除く）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡北 支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身延 支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045
		地すべり等防止法 （森林法又は土地 改良法以外の地す べり防止区域の場 合）	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	中北建設事務所 河川砂防管理課	055-224-1664
				中北建設事務所 峡北 支所 河川砂防管理課	0551-23-3062
				峡東建設事務所 河川砂防管理課	0553-20-2712
				峡南建設事務所 河川砂防管理課	055-240-4122
				峡南建設事務所 身延 支所 河川砂防管理課	0556-62-9062
				富士・東部建設事務所 河川砂防管理課	0554-22-7819
				富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	0555-24-9045

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
15	県土整備部 用地課	国土利用計画法	土地売買等の契約を締結した場合で次のもの ・市街化区域 … 2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域 … 5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域 …10,000㎡以上 ※個々の契約の面積が上記未満であっても、複数の契約により権利を取得する土地の面積の合計が上記以上となる場合を含みます。	各市町村 国土利用計画法担当課	
16	森林環境部 森林整備課 農政部 農村振興課 県土整備部 都市計画課	宅地造成及び特定 盛土等規制法	<土地の形質の変更> ・盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ・切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ・盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの ・盛土で高さが2m超となるもの ・盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの <一時的な土石の堆積> ・最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ・最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	各市町村 森林・農地・宅地造成 担当課	
17	観光文化・ スポーツ部 文化振興・ 文化財課	文化財保護法	既知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等をしようとする場合、工事などで埋蔵文化財包蔵地を発見した場合 ※遺跡包蔵地(埋蔵文化財)の有無が不明な場合、確認には時間を費やすこともある。 国指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	各市町村教育委員会	
		山梨県文化財保護 条例	県指定の史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	各市町村教育委員会	
18	総合県民支 援局 県民生活支 援課	山梨県土砂運搬適 正化指導要綱	3,000㎡以上の土砂の運搬をしようとするとき	中北地域県民センター 県民・地域支援課	0551-23-3057
				峡東地域県民センター 県民・地域支援課	0553-20-2704
				峡南地域県民センター 県民・地域支援課	0556-22-8165
				富士・東部地域県民セン ター 県民・地域支援課	0554-45-7801
19	観光文化・ スポーツ部 富士山観光 振興グルー プ	山梨県世界遺産富 士山の保全に係る 景観配慮の手續に 関する条例	富士山景観配慮地区において次の事業を実施しようとする場合 ・一定の規模を超える工作物の新築及び増築の事業 ・敷地(保存緑地、進入路等を含む。)の面積が3ha(太陽光発電施設の敷地、資材置場等の整備を目的とする場合にあっては、土地の形質の変更を行う行為の面積が1.5ha)以上の面事業	観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グ ループ 富士山保全企画担当	055-223-1316

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
20	甲府市	甲府市景観条例及び施行規則	一定規模以上の建築物、工作物を新築等する場合、届出が必要。太陽光等の場合は高さ15m又はパネルの合計面積1,000㎡(先導的景観形成地区は500㎡)を超える場合について対象となる。	まちづくり部まち開発室都市計画課計画係	055-237-1161 (代)
		甲府市開発指導要綱	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為を行う場合	まちづくり部まち開発室都市計画課指導係	055-237-1161 (代)
		甲府市宅地開発事業の基準に関する条例	都市計画区域外において行う0.3ha以上の一団の土地に係る宅地開発事業(開発行為)を行う場合	まちづくり部まち開発室都市計画課指導係	055-237-1161 (代)
		甲府市開発行為等の許可基準に関する条例	都市計画法及び都市計画法施行令の規定に基づき市街化調整区域において開発行為等を行う場合の許可基準	まちづくり部まち開発室都市計画課指導係	055-237-1161 (代)
		甲府市盛土等の処理に関する指導要綱	届出が必要な行為 盛土等を行う面積が500平方メートル以上となる場合 盛土等の高さが1メートルを超える場合	まちづくり部まち開発室都市計画課指導係	055-237-1161 (代)
		甲府市法定外公共物管理条例および施行規則	法定外公共物に関する禁止行為 法定外公共物の敷地に施設等を設け、継続して使用するために占用する場合 法定外公共物の施設等を改築する場合	まちづくり部まち整備室道路河川課管理占用係	055-237-1161 (代)
		甲府市公有財産取扱規則	公有財産(法定外公共物を含む)の取得、管理、処分等	総務部契約管財室管財課 管財係 まちづくり部まち整備室道路河川課 管理占用係	055-237-1161 (代)
		財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例	公有財産(法定外公共物を含む)の交換、譲与、無償貸付等	総務部契約管財室管財課 管財係 まちづくり部まち整備室道路河川課 管理占用係	055-237-1161 (代)
		議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例	公有財産(法定外公共物を含む)の取扱い付替、払い下げ等	総務部契約管財室管財課 管財係 まちづくり部まち整備室道路河川課 管理占用係	055-237-1161 (代)
		甲府市文化財保護条例	史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合	教育委員会教育部生涯学習室歴史文化財課 文化財係	055-237-1161 (代)
21	韮崎市	韮崎市景観条例	市内全域で行われる条例で定められた行為	建設課 計画管理担当	0551-22-1111 (代)
		韮崎市開発行為等指導要綱	4棟または1,000㎡以上の土地の利用	建設課 都市計画担当	0551-22-1111 (代)
		韮崎市残土等の処理に関する指導要綱	1,000㎡以上の残土処理	市民生活課 生活環境担当	0551-22-1111 (代)

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
22	南アルプス市	南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱	南アルプス市における土地開発で、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和48年山梨県条例第6号)に定めるもの 南アルプス市における都市計画区域外の土地開発で、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和48年山梨県条例第6号)。及び山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和48年山梨県規則第30号。)に基づくもの	建設部都市計画課 都市計画担当	055-282-1111 (代)
		南アルプス市景観まちづくり条例	景観計画区域内における、一定規模以上の建築物、工作物(平成28年3月から太陽光発電施設を追加)又は開発行為を景観形成基準に適合するものとなるよう、行為の制限等を行う。対象行為については、市への届出が必要となる。 ※平成28年3月の主な改正点 ・届出対象行為に太陽光発電施設を追加。 ・建築物や工作物などの色彩の基準を数値化。	建設部都市計画課 都市計画担当	055-282-1111 (代)
23	北杜市	北杜市文化財保護条例	市指定史跡で現状変更(立木伐採・抜根を含む)するときは、教育委員会の許可を受けなければならない。	教育委員会学術課 文化財担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例	FIT法に基づく、発電出力10kW以上及び太陽電池の合計出力10kW以上の太陽光発電設備を設置にあたっては許可が必要(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)。	建設部土地政策課 景観指導担当	0551-42-1111 (代)
		騒音規制法及び振動規制法	指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合届出が必要。	市民環境部環境課 環境保全担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市景観条例	景観形成地域内において、対象となる行為を行う場合、景観形成基準に適合した届出が必要。	建設部土地政策課 景観指導担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市まちづくり条例	建築基準、宅地開発協議、土地利用に関する規制	建設部土地政策課 建築開発指導担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱	埋土や盛土を行う面積が500平方メートルを超える場合は協議が必要	建設部土地政策課 建築開発指導担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市地下水採取の適正化に関する条例	地下水採取に関する規制	建設部土地政策課 建築開発指導担当	0551-42-1111 (代)
		北杜市法定外公共物管理条例	法定外公共物に対して次に掲げる行為をしようとする者は、許可が必要。 (1)流水水面又は敷地使用をすること。 (2)土砂等の採取をすること。 (3)敷地又は上空地下に工作物を新築、改築、除去すること。 (4)流水の方向、分量、幅員等敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと。 (5)敷地の掘削、盛土、切土等土地の形状を変更すること。	建設部用地課 用地管理担当	0551-42-1111 (代)

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
24	甲斐市	甲斐市準用河川管理条例	工作物等の許可・占用料、流水占用料、土砂等採取料	まちづくり振興部建設課 建設整備係	055-276-2111 (代)
		甲斐市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	許可を受けて設置される工作物の構造について、一般的技術的基準を定めている。		
		甲斐市公共物管理条例	法定外公共物の用途廃止等		
		甲斐市宅地開発行為等指導要綱	○甲斐市宅地開発行為等指導要綱 500㎡以上、又は2戸以上の住宅及び共同住宅(長屋住宅等)の建築を目的とする開発行為を行う場合。 また、建築物の建築を伴わない資材置場、露天駐車場等の土地の造成事業で、その面積が1,000㎡以上のもの ○都市計画法 法第29条第1項又は第2項の規定にもとづく開発行為を行う場合 ○山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 都市計画区域外において行う3,000㎡以上の一団の土地に係る宅地開発事業(開発行為)を行う場合	まちづくり振興部都市計画課 まちづくり推進係	055-276-2111 (代)
		甲斐市景観条例	市内全域において、届出対象行為や景観形成基準が定められている。 ※景観形成基準は、景観計画において設定	まちづくり振興部都市計画課 まちづくり推進係	055-276-2111 (代)
			※根拠となる要綱等はないが、開発行為に伴い農道、林道の施工が必要な場合、施工承認申請が必要	環境産産部農政課 農業土木係	055-276-2111 (代)
		甲斐市文化財保護条例	エリア内に市指定文化財が所在する場合、市との協議が必要。計画の変更、現状変更許可申請等の手続きが必要となる場合がある。	教育委員会生涯学習文化課 文化財係	055-276-2111 (代)
		甲斐市林地適正利用指導要綱	※開発面積が、1ha未満の場合に該当	環境産産部農政課 農政総務係	055-276-2111 (代)
		甲斐市土地の埋立て等の規制に関する条例	※埋立て等の事業区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満事業。また、500㎡未満であっても事業施工前後の地盤高の差が3m以上となる事業。	まちづくり振興部建設課 建設総務係	055-276-2111 (代)
25	中央市	中央市土地利用指導要綱	商業用、住宅、レクリエーション等の用に供する目的で行う1,000㎡以上及び市長が特に必要と認める事業	産業建設部まちづくり推進課 都市計画担当	055-274-1111 (代)
		中央市開発行為指導要綱	500㎡以上の開発行為	産業建設部まちづくり推進課 都市計画担当	055-274-1111 (代)
		中央市景観条例	景観条例において届出対象行為として定められた行為(一定規模以上の建築物、工作物の新築増築等及び一定規模以上の開発等の行為)	産業建設部まちづくり推進課 都市計画担当	055-274-1111 (代)
		中央市公共物管理条例	公共物の使用や、その用途を廃止する場合	産業建設部建設課 管理担当	055-274-1111 (代)

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
26	山梨市	山梨市市法定外公共物管理条例	法定外公共物の敷地等に、工作物等新設、改築、除去等する場合 法定外公共物の敷地、流水又は水面を占用する場合など	建設課 管理担当	0553-22-1111 (代)
		山梨市林道管理条例	市営林道を通行あるいは使用する場合	農林課 農林土木担当	0553-22-1111 (代)
		山梨市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	再生可能エネルギー発電設備を設置する場合	環境課 グリーン社会推進担当	0553-22-1111 (代)
		山梨市文化財保護条例	市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは土地を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止することができる。 市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。	山梨市教育委員会 生涯学習課 文化財担当	0553-22-1111 (代)
		都市計画法	開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111 (代)
		山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111 (代)
		山梨市開発行為等指導要綱	開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外での2,000㎡以上の開発行為	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111 (代)
27	笛吹市	山梨市景観条例	景観計画区域内において、一定規模以上の建築物・工作物に係る届出対象行為を行う場合、「景観形成基準」への適合が必要	都市計画課 都市計画担当	0553-22-1111 (代)
		笛吹市土地利用条例	1haを超える土地利用に対して審議会により内容審議	建設部まちづくり整備課 計画指導担当	055-261-3334
28	甲州市	笛吹市景観条例	市内における景観地域ごとに一定規模以上の行為に対し届出を義務付け	建設部まちづくり整備課 計画指導担当	055-261-3334
		甲州市景観条例	景観計画区域内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	都市整備課 都市計画担当	0553-32-2111 (代)
29	市川三郷町	甲州市開発行為等指導要綱	市全域において行われる大規模建築物等の建築をする場合	都市整備課 都市計画担当	0553-32-2111 (代)
		市川三郷町土地利用指導要綱	1,000㎡以上の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	建設課都市計画係	055-272-1101 (代)
30	早川町	市川三郷町景観条例	景観計画区域が町全域に定められており、地域ごとの規定により届出が必要。	建設課都市計画係	055-272-1101 (代)
		早川町景観条例	屋外で高さ1.5m以上又は面積100㎡以上の土石、廃棄物、再生資源等を堆積する場合など	まちづくり政策課 政策担当	0556-45-2511 (代)

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
31	身延町	身延町土地利用指導要綱	主として建築物の建築若しくは特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及び土地の区画形質の変更を伴わない建築物の建築又は建築物の建築を伴わない土地の区画形質の変更による開発行為で開発区域の面積が3,000㎡以上のものについて適用する。	企画政策課	0556-42-2111 (代)
		身延町文化財保護条例	指定された建造物等の有形文化財あるいは史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、町教育委員会の許可が必要。	生涯学習課	0556-20-3017
		身延町公共物管理条例	法定外公共物の敷地を使用する場合 生産物を採取する場合	土地対策課 土地対策担当	0556-62-1117
		身延町公共物境界確認事務処理要領	法定外公共物とその隣接地との境界確認に関する事務手続きについて定める	土地対策課 土地対策担当	0556-62-1117
		身延町景観条例	身延町における良好な景観の形成等に関し、建築物、工作物、開発行為等について高さ、面積、色彩等の規制を設けている。	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
		身延町風致地区条例（H27.4.1施行）	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	建設課 建築住宅担当	0556-42-4808
32	南部町	南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	1,000㎡以上3,000㎡未満の土地の埋立て、盛土をする場合	企画課	0556-66-2111 (代)
		南部町土地開発行為の適正化に関する条例	10,000㎡以上の開発行為をする場合	企画課	0556-66-2111 (代)
33	富士川町	富士川町土地開発事業の適性化に関する条例	1,000㎡以上3,000㎡未満の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	都市整備課 都市計画担当	0556-22-1111 (代)
		富士川町景観条例	景観計画区域内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	都市整備課 都市計画担当	0556-22-1111 (代)
34	都留市	都留市開発行為指導要綱	都市計画法第4条第12項の規定に定めるもの、及び土地の区画形質の変更を伴わない建築物の建築並びに地下水採取をする場合	建設課 都市計画担当	0554-43-1111 (代)
		都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱	再生可能エネルギー発電設備の設置に関して、計画等が明らかになった時点で届出の提出を求め、関係法令等の遵守を指導する。	地域環境課 環境政策担当	0554-43-1111 (代)
35	大月市	大月市開発行為指導要綱	無秩序な開発を防止し、良好な都市実現のため、開発行為を行う者に対する行為の基準を定めるとともに、公共公益施設の整備促進をはかることを目的とする	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
		大月市土地利用調整会議設置規程	土地利用に関する諸問題を、総合的、計画的に検討し、均衡ある発展を期すために大月市土地利用調整会議を設置する	企画財政課 企画担当	0554-23-8011
		大月市景観条例	景観法の規定に基づき景観計画を策定し、市、市民、事業者等の協働による良好な景観形成を推進し、美しい自然及び景観の保全を図り、愛着と誇りの持てる郷土の実現を図ること	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
36	上野原市	上野原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	事業区域面積面500㎡以上、3,000㎡未満が対象。500㎡未満であって、事業施工前の地盤高と事業施工後の地盤高との差が3m以上となる事業	生活環境課 生活環境担当	0554-62-3111 (代)
		上野原市土地利用調整会議要領	民間開発事業で3,000㎡以上	政策秘書課 政策担当	0554-62-3111 (代)
		上野原市大規模土地利用指導要綱	民間開発事業(土地利用目的の変更、土地の区画形質の変更等)で3,000㎡以上の土地利用事業	政策秘書課 政策担当	0554-62-3111 (代)
		上野原市風致地区条例 (H26.12.15公布、H27.4.1施行)	風致地区内において、建築物等の建築や宅地造成等を行う場合	建設課 都市計画担当	0554-62-3111 (代)
		上野原市開発行為指導要綱	○市内全域における開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・開発区域の面積が1,000㎡以上のもの ・分譲を目的とする開発行為で、開発区域内の建設計画戸数が5戸以上のもの ・建築基準法施行令第2条の規定による高さ10m以上の建築物	建設課 都市計画担当	0554-62-3111 (代)
37	道志村	道志村開発行為指導要綱	開発区域等の面積が1,000㎡以上のもの及び建築物の建築並びに地下水採取を行う場合	産業振興課	0554-52-2111 (代)
38	西桂町	西桂町景観条例	西桂町内において条例に定めた行為を行う場合は届出が必要	建設産業課 建設係	0555-25-2121 (代)
		西桂町開発行為指導要綱	3,000㎡未満の開発行為をする場合	建設産業課 建設係	0555-25-2121 (代)
39	富士吉田市	富士吉田市地下水保全条例	井戸の設置について、地下水の採取量が日量10㎡以上の場合は、申請し許可が必要。	経済環境部 環境政策課	0555-30-4153
		騒音規制法、振動規制法、山梨県的生活環境の保全に関する条例	騒音・振動規制地域内において、特定施設を設置する場合、または特定建設作業を伴う建設工事を行なう場合、届出が必要。	経済環境部 環境政策課	0555-30-4153
		富士吉田市環境保全条例	騒音・振動規制地域内において、富士吉田市環境保全条例施行規則に定める特定施設を設置する場合は、届出が必要。 送風機(定格出力3.75kw以上) 原動機(ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン定格出力7.5kw以上)	経済環境部 環境政策課	0555-30-4153
		富士吉田市景観条例	建物・工作物等の一定規模以上の場合、届出が必要。	都市基盤部都市政策課 都市政策担当	0555-22-1111 (代)

No	担当部署	法令名	主な規制の概要	相談窓口	連絡先
40	忍野村	忍野村景観条例	木竹(高さが5メートルを超えるもの)の伐採で、その面積が50㎡を超え、その期間が90日を超える行為を行う場合	企画課 環境計画係	0555-84-3111 (代)
		忍野村土砂等の埋め立て等の規制に関する条例	事業区域の面積が500㎡以上の土地の埋め立て、盛土、切土及び掘削の行為を行う場合	建設課	0555-84-3111 (代)
		忍野村宅地開発の適正化に関する条例	開発区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満のものまたは、建築計画が4棟以上のものを建築する場合	建設課	0555-84-3111 (代)
		忍野村公共物管理条例	道路法を適用しない道路及び河川法を適用し、または準用しない河川、ため池、水路などの村有土地及びこれらに付属する工作物を使用する場合	建設課	0555-84-3111 (代)
41	山中湖村	山中湖村景観条例	木竹の伐採にあたり、店舗、事務所、保養所等事業地の敷地、寺社境内地及び宅地の内の幹根境界部から1.3mの高さ(胸高)の幹囲が1.9mを超えるものについて届出が必要。 ※自然公園法の規定による届出・許可申請を行う際は不要	村土整備課 村土整備都市計画係	0555-62-1111 (代)
		山中湖村住環境保全指導要綱	施行区域2,000㎡以上、高さ10m以上の工作物等の設置の際は、法令に定められた手続きを行う前に、事前協議を行い、協議内容について協定の締結が必要。	村土整備課 村土整備都市計画係	0555-62-1111 (代)
		山中湖村土砂等による土地埋立て等の規制に関する指導要綱	協議が必要 都市計画区域内に位置し、面積が200平方メートル以上又は高さが3メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う事業等	村土整備課 村土整備都市計画係	0555-62-1111 (代)
42	鳴沢村	鳴沢村景観条例	鳴沢村内において条例に定められた一定以上の行為を行う場合は届出が必要。	企画課	0555-85-2311 (代)
43	富士河口湖町	富士河口湖町景観条例	町内における景観地域ごとに一定規模以上の行為に対し届出を義務づけ	都市整備課	0555-72-1111 (代)
		富士河口湖町土地開発行為等の適正化に関する条例	1,000㎡以上の土地を主に建築の用に供する目的で形質変更する場合	都市整備課	0555-72-1111 (代)
44	小菅村	小菅村源流景観条例	木竹の伐採 高さ5m超かつ伐採面積50㎡超(ただし枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う管理行為は適用除外する) 土地の形質変更 面積10㎡超又は高さが1.5mを超えるのりを生じる切土又は盛土	源流振興課	0428-87-0111 (代)
45	丹波山村	丹波山村景観条例	土地の形状変更及び土石の採取 ・行為面積500㎡を超えるもの又は高さ3.0m以上の法面・擁壁が生じるもの 木竹の伐採 ・土地の用途変更を目的とした伐採面積が1haを超えるもの	振興課	0428-88-0211 (代)

第7 その他留意事項

○開発行為の施行に係る留意事項

- ・緑化等表土の浸食防止を目的とした措置を含む計画の場合、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認となる場合があること。
- ・開発行為の工程で先行する防災施設の設置について、主要な防災施設を設置したところで林務環境事務所の部分確認を要すること。
- ・防災施設の部分確認後でなければその他の工事が施行できないこと。
- ・暗渠等埋設する防災施設については視認できる期間に部分確認を要すること。

○開発行為の許可申請及び着手に係る留意事項

- ・許可申請において、預金残高証明書又は融資証明書で開発行為を行うために必要な資力及び信用を確認出来ないときが判断し、金融機関からの関心表明書等を許可申請に添付した場合には、着手前に融資証明書を提出すること。
- ・許可申請において、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類に替えて、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合には、着手前に必要な書類を提出すること。

○開発行為における防災施設の設計基準に係る留意事項

- ・雨量強度について、開発行為を行う流域の河川整備基本方針で降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いる場合があること。
- ・開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行し、十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置が講じられることが明らかであること。
- ・開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施工時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設設計は本設のものに準じて行うこと。

○連絡調整

- ・連絡調整の対象となる事業は、その事業の設計基準を満たすものであれば、別表3の開発行為における防災施設の設計基準を満たすものとする。